

ス

(南部委員) 知テ居タハカリデハ責任ハ免カル、ソト云フノチ裏  
面カラ見セル

(村田委員) 知リナカラ取テモ、知タハカリテハイケナイ、詐欺  
ヲ以テシナケレハナラヌト云フ様ニ見ヘル

(委員長) 詐欺ノミテハ無功ニナラヌ、知テ他人迄モ欺カナケレ  
ハナラヌト詐欺ヨリ強クナル

(栗塚報告委員) 知ツタ丈ケテハ責任ガ出ナイ、其上ニ詐欺ガナ  
ケレハナラヌ

(村田委員) 知ラナクモ詐欺ガアレハ宜シイ

(尾崎委員) 自分ガ瑕疵ガアルト云フテ能ク御改メナサイ、私ハ  
擔保シマセント云フタトキハ擔保ハナイ、其レチ瑕疵ガ無イト云  
フト欺イタ者ハ矢張りヤラレルト云フ意味ダ

民取十一ノ九七

(栗塚報告委員) ソウデス

(西委員) 隠レタルコトヲ擔保セサル要約ト云フト瑕疵ガアツテ  
モ私ハ知ラヌト云フコトニ讀メハセヌカ

(栗塚報告委員) ソウデス

(尾崎委員) 瑕疵ノアルコトハ知テ居ルケレトモ能ク御改メナ  
ツテ御買ヒナサイ、跡デ擔保ハシマセン

(松岡委員) 知ラスニ隠シ様ハナイ

(尾崎委員) 知リナカラニ瑕疵ガアル

(栗塚報告委員) 「知リタル上」トシテハドウデス  
(尾崎委員) 知リナカラガ宜シイ  
(村田委員) 「之ヲ知リ且」ト云フハナケレハナラヌ  
(委員長) 「知ツタナラハ」ト云ハナケレハナラヌ知テ居リツ、  
云ハスニ瑕疵ノナイ物ダト云テ賣ツタノデス

日本學術振興會



田林學術振興會

(松岡委員) 知りナカラテモ擔保シマセンソト云へハ宜シイ、其知テ詐欺ヲ懸セハ特約ガ消ヘルコトニナリマスカラ知テ居ルハカリテ取レル

(委員長) 知テ居レハ一ノ油斷ガアルニ其上ニ詐欺チシタ、即チ茶碗ノ割レテ居ル所へ値段ノ札チ貼リ隠シテ居ルノガアル若シ此ノ處ニ取ガアルカ水ハ漏リマセント云へハイガ、上ニ紙チ貼リテ漏リハシマセント云テハイケナイ

(清岡委員) 欺カナケレハ良イト云フノハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 佛蘭西文デハ知リソウシテ詐欺チ以テトシテアル

(栗塚報告委員) 「詐欺」ハ「詭譎」トアリマス之ハ翻譯デ改ノマス

(西委員) 隠レタル瑕疵チ擔保セスト云フノハ之ガ實ニアルカナ

民取十一ノ九八

イカ知ラヌ、今度ハ知テ居ルノガ即チ詐欺ニナル様ニ讀ノル

(村田委員) ソウスルト詐欺ハ入ラナイ

(松岡委員) 此ノ通りニスルト知りナカラト云フノハ知タカラ直クテ行ク、詭譎ナラ尙ホ行クト云フ様ニ讀ノル却テ西サンノ云フ様ニ知りナカラガ重クナル

(南部委員) 知タラ即チ詭譎ト云フコトハドウシテモ云ハレヌ

(栗塚報告委員) 「隠レタル瑕疵チ擔保セストノ要約ハ賣主之チ知リタルモ責任チ免カル但詭譎チ以テ之チ隱秘シタルトキハ此限ニ在ラス」ト云フ意味ナノデス其レ丈ケチ書キ盡シテアル積リダス、詭譎ノミトスルノハ良クナイト思ヒマスカラ書直シタラ宜シウ御座リマシヨウ

(清岡委員) 佛蘭西ノ六百四十三條ガアツテ之ガ出テ來ナケレハナリマセン

日本學術振興會



(果塚報告委員) 「賣主瑕疵ヲ知りタルモ隱秘セストノ要約ヲ爲シタルトキハ責任ヲ免カル但論議ヲ以テ隱秘シタルトキハ此限りニ在ラス」ト致マシヨウ

(委員長) 知りナカラト云フト知タハカリハ構ハヌ、知テ論議ヲ以テ爲シタル者ハ許サヌト云フノタカラ裏面ガ見ヘテ之ガ宜シイ  
(果塚報告委員) 起案者ハ責任ヲ免カレシノヌト云フコトヲ首ヒタイ積リト思ヒマス

(松岡委員) 其レナラハ「賣主ハ論議ヲ以テ隱秘シタル瑕疵ノ責任ヲ免カレズ」トスレハ宜シイ

(委員長) 「其之ヲ知り且論議ヲ以テ」ト書イタラ良カロウ

(南部委員) 「知り且論議ヲ以テ」デ宜シイ

(村田委員) 其位ナコトデシヨウ

(清岡委員) 其レナラマダ此方ガ宜シイ

(南部委員) 且ナラ分リマシヨウ

(委員長) 「其知り且」トシマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

隱レタル瑕疵ヲ擔保セストノ要約ハ賣主ヲシテ其知り且論議ヲ以テ隱秘シタル瑕疵ノ責任ヲ免カレシノヌ

第七百四十五條朗讀ス

第七百四十五條 賣買ノ當時ニ於テ物ニ瑕疵アリタルコト並ニ其瑕疵ヨリ買主ノ爲メ損害ノ生シタルコト及ヒ買主又ハ賣主カ其瑕疵ヲ知りタルコトハ人證、鑑定又ハ總テ其他ノ適法ナル證據方法ヲ以テ之ヲ證ス

(松岡委員) 之ハ證據法ヲ示シタ丈ケデス

(村田委員) 此鑑定ハ毎時ノ鑑定トハ違ヒマシヨウ

(果塚報告委員) 同シコトデス



日本  
本  
術  
技  
身  
會

(村田委員) 英文ハ測量ト云フ字ガ書イテアル

(松岡委員) 證明スルニハ證據ヲ用フルト云フコトダ

(栗塚報告委員) 之ハ報告委員ノ方デハ餘計ナコトダカラ測ルト

云テ「ボアソナード」ニ云フタ處ガ置テクレト云フコトデ御座リ

マス

(南部委員) 鑑定人ノ證明ニ依頼スルモノト人ガ誤解スルカ知レ

ヌ、何セナレハ學理的ノモノダカラ人情カ許サヌト思フカラ測ラ

レヌト云フテ届リマス

(松岡委員) ソウ云フコトヲ疑フ人ガ可笑シイ

(尾崎委員) 置テモ害ハナイ

(委員長) 是レテ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

于時正午休憩

民取十一ノ一〇〇

午後第一時十分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

第七百四十六條朗讀ス

第七百四十六條 賣買廢却ノ訴及ヒ代價減少並ニ損害賠償ノ

訴ハ左ノ期間ニ於テ之ヲ起スコトヲ要ス

不動産ニ付テハ六ヶ月

動物ニアラサル動産物ニ付テハ三ヶ月動物ニ付テハ一ヶ月

(第一千六百四十八條)

此期間ハ引渡ノ時ヨリ之ヲ計算ス

然レトモ此期間ハ買主カ瑕疵ヲ知リタルノ證アリタル日ヨ

リ其半ニ短縮セラル

若シ買主カ意外又ハ不可抗ノ情況ニ因リ右ノ期間内ニ隠レ

タル瑕疵ヲ發見スルコト能ハサリシコトヲ證スルトキハ其

日本學術長會



期間満了ノ後ニ於テモ訴ヲ受理スルコトヲ得

(栗塚報告委員) 第五項ノ「短縮セラル」ノ下ヘ「但其殘期力此半ヲ超過スルトモキニ限ル」ト起案者カ入レマシタ

(松岡委員) 三日目ニスレハ六ヶ月ノ半分外ヤラセスト云フノデスカ

(栗塚報告委員) ソウデス、末項ノ終リヘ「此場合ニ於テハ瑕疵ノ發見シ得ヘキトキヨリ通常期間ノ三分ノ一ヲ以テ新期間トス」ト起案者カ入レマシタ

(南部委員) 「發見」ハ「發見」テハナイカ

(栗塚報告委員) 「發見」デス

(村田委員) 不可抗ノ下ヘ「力」ノ字ガ抜ケハシマセンカ

(栗塚報告委員) 「力」ノ字ハアリマセン形密固デス、不可抗ノ狀況以外ノ狀況ト云フノテス

(松岡委員) 瑕疵ノ發見シ得ヘキトキト云フノハ分ラヌ

(南部委員) 水ガ抜ツテ屑タノガ、水ガ漏イテ仕舞ヘハ發見シ得ヘキダ

(松岡委員) 其コトガ分リ悪タイ

(西委員) 一体カ引渡ノトキカラ計算スルノデス、其レカラ見付ケレハ短クシテ半分ニスル

(松岡委員) ソウシテ後ノハ自分ガ不可抗ノ情況カラ見出スコトガ出来ナカツタトキハ事柄ヲ證明スレハ期間ガ満了ノ後デモ出来ル其レハ何時迄モ出来ルト云フト困ルカラ後チニ追加チスル、其レチ瑕疵ノ發見シ得ヘキト云フノカ

(栗塚報告委員) 瑕疵ヲ發見シ得テモアル時ヨリデス

(松岡委員) コウ云フト新期間チ云ハナケレハナラヌガ瑕疵ノ發見シ得ヘキハ認知スヘキモノデアルト云フ事チ此處ヘ持テ來ルノ



ハ實ダ

(栗塚報告委員) 「意外又ハ不可抗ノ止ミタルトキヨリ」デス

(松岡委員) 其レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 之デモソウ讓ノソウナモノダ

(松岡委員) 其レハ讓ミ悪クイ

(村田委員) 仕舞カ止ンデカラ款ヘサセテ良イモノデハナイカ

(栗塚報告委員) 之ハ廢却所權ヲ短クスル旨意デス

(南部委員) 之ガ無クナルト何時迄モ訴ヘラレル様ニナル

(村田委員) 假令ハ六ヶ月ノ期間ノモノモアレハ意外ノ事ノ爲ノ

二十日デ其レガ止ンタトキハ十日カラ算ヘルコトニナル、ソウス

ルト六ヶ月實ヘヌコトニナル

(松岡委員) 此期限ガ滿チタル後タカラ其レハ差支ナイ

(南部委員) 不可抗ノ情況ノ止ミタルトキヨリ

民取十一ノ二〇二

(栗塚報告委員) 情況ガ止ンデ環疵ヲ發見シタトキカラデス

(南部委員) ソウデハナイ

(栗塚報告委員) 發見シタルトキヨリト云フノテハナイカ

(村田委員) ソウスルト等ヒ掛ケテナケレハ五ヶ月ヲ過キテモ構

ハヌ

(南部委員) 前ノ期間ガアレハ其レハ其レテ宜シイ

(松岡委員) 何時迄モ知ラスニ居レハ讓リカナイ

(清岡委員) 仕方ガナイトシテ切テ仕舞ヘハ三ヶ月ノトキニヶ月

ト廿八日ノトキ不可抗カ止メハ其トキハ二日ノ内ニ断ヘナケレハ

三ヶ月ノ期間ト云フコトハ出來ナイ、其レカ三日過レハ三分ノ一

ヲ實フコトガ出來ル

(委員長) 不可抗ノ來リ様デス、初メノ十日ナラ十日、廿日ナラ

廿日濟ンデ來タトキハ



日本學術振興會

(清岡委員) 三ヶ月ト二ヶ月廿八日目ニ不可抗ガ止ンダ

(松岡委員) 五ヶ月ヲ經テ不可抗カ起ツテ六ヶ月行クト云フコト  
ハ出来ナイ、此法文通リニ云フト期間内ニ發見スル能ハサルトヤ  
時期間チャルト云フノタカラ期間内ナレハ一日デモ二日デモ仕方  
ガナイト見ヘル

(清岡委員) 九十九日目ニ發見シタトヤハ一日外ナイ、一日獲ツ  
テモ仕方ガナイ

(栗塚報告委員) 「意外又ハ不可抗ノ情況ノ止ミタルトキヨリ」  
ト致シマス

(委員長) 修正シテ先キへ行キマス  
本條ハ左ノ如ク決ス

第六項ニ「但其現期カ此半ヲ超過スルトキニ限ル」ヲ起案者  
ニ於テ追加ス

末項ノ終リヘ「此場合ニ於テハ意外又ハ不可抗ノ情況ノ止ミ  
タルトキヨリ通常期間ノ三分一ヲ以テ新期間トス」ヲ加フ

第七百四十七條朗讀ス

第七百四十七條 隠レタル瑕疵ニ基キタル代價減少ノ訴權ハ  
物ノ無償ノ移付ニ因テモ又其有償名義ノ移付ニ因テモ買主  
ノ爲ノ喪失セス但有償名義ノ移付ノ場合ニ於テハ其移付カ  
瑕疵ノ爲ノ損失ヲ以テ爲サレ又ハ買主自ラ其請受人ヨリ訴  
ヘラレ若クハ訴ヘラル、ノ危險ニ在ルトキニ限ル

修正案 「買主ノ爲ノ喪失セス」ヲ「買主之ヲ失ハス」ト改メ  
「移付カ」ノ三字ヲ刪リ「損失ヲ以テ爲サレ」ヲ「損失アリ  
タルトキ」ト改メ「訴ヘラレ」ノ下ニ「タルトキ」ノ四字ヲ  
挿入ス

(栗塚報告委員) 修正ガ御座リマス



(南部委員) 人へ賣テカラ廢却ノ訴へハ出來ナイ代價減少ノ訴へ  
デナケレハ出來ナイ

(清岡委員) 買主ハ元トノ買主デハアルマイ

(南部委員) 矢張り第一ノ買主デス

(松岡委員) 併シナカラ第三者へ當リ前ノ値段ヲ以テ賣テ置ケハ  
其人カラ小言チ云ハナケレハ宜シイ

(委員長) 無償ト云フノハ「チートル」ガ無クテ有償ノアルノハ  
ドウ云フ譯カ

(栗塚報告委員) 後ノ「チートル」ハ御制リニナツテモ全シデス

(清岡委員) 但チ制ツテハドウダ、無償ノトキ出來ナイト云フト

困ル

(松岡委員) 出來ナイデハナイ、出來ルノダ

(栗塚報告委員) 但有償名義ノ移付ト云フコトハ原文ニ無イノチ

ス「但瑕疵ノ爲ノ損失アリタルトキハ」ト云フテ宜シイノテス

(松岡委員) アツテモ宜シイ、註ニ在ルカラ入レタノダロウ

(委員長) 無償ノ方ハ名義ヲ入レテモ良イガ、有償ノ方ノ名義ハ

制ルガ良イ

(松岡委員) 制ルガ良ウ御座リマシヨウ

(委員長) 制リマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

雖レタル瑕疵ニ基キタル代價減少ノ訴權ハ物ノ無償ノ移付ニ  
因テモ又其有償ノ移付ニ因テモ買主之チ失ハス但有償ノ移付  
ノ場合ニ於テハ其瑕疵等爲ノ損失アリタルトキ又ハ買主自ラ  
其讓受人ヨリ訴ヘラレタルトキ若クハ訴ヘラル、ノ危險ニ在  
ルトキニ限ル

第七百四十八條朗讀ス



第七百四十八條

若シ賣ラレタル物カ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ全部又ハ半以上滅失シタルトキハ賣買廢却斷權ハ最早受廻セラレヌ

物ノ一分ノ滅失ノ多少ニ拘ラス代價減少ノ斷權ハ其殘存スル部分ノ割合ニ應シテ存立ス

總テノ場合ニ於テ賣主ハ隱レタル瑕疵其モノヨリ生スル全部又ハ一分ノ滅失ノ責ニ任ス(第一千六百四十七條)

(清岡委員) 一部ノ滅失ノ多少ニ拘ハラスト云フノハ

(栗塚報告委員) 物ノ滅失ノ多少ニ拘ハラストデス

(松岡委員) 惡ルイ煙硝ヲ出シタカラ其煙硝ガ火ヲ出シタト云フノダロウカ

(村田委員) ソウデハナイ陶器ノ惡ルイノチ賣ツタ爲メニ割レテ仕舞ツテ油カ蒸發シテ仕舞ツタ

(栗塚報告委員) 茶碗ヲ賣ツテ茶碗ニ瑕疵ガアツタ處カラ出タ毀ハレナレハ賣ツタ人ノ不法法デス

(委員長) 宜シウ御座リマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百四十九條朗讀ス

第七百四十九條 合式ニテ爲シタル強賣ハ廢却斷權ヲモ又代價減少ノ斷權ヲモ生セス(第一千六百四十九條)

修正案 「強賣」ヲ「強制賣却」ト改ム

(栗塚報告委員) 強賣ハ「オレウリ」ニ聞ヘマスカラ報告委員デ直シマシタ處カ翻譯ヲモ再調査ノトキ直シタソウデ御座リマスカラ強制賣却ト致シマス

(松岡委員) 註ヲ見ルト四十條ノ射俸デ高ク買チウガ、安ク買チウガ矢張り三十九條ニ行クカ



(果報報告委員) 三十九條ダス、強制賣却モ裁判所ノ權モ同シコトダス

(南都委員) 三十九條ハ

(果報報告委員) 若シ裁判官ニ因テ爲ス賣買ノ爲ノニダス其レハ應ガ手續ヤ期間ヲ定メルカト云フト法律ガ定メル、其法律ヲ定メテアルモノモ遵守シナカツタトキハト云フノチス

(松岡委員) 手續キサヘ此通りニ違ヘハ小言ハ云ヘヌト云フノダ之ハ賣主ガ賣ル自由ヲ持タナイ

(果報報告委員) 彼方ハ二ツ説イテ之ハ一ツ外説カナイノダス(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百五十條朗讀ス

第七百五十條 或ル動物及ヒ或ル物品又ハ飲食品ノ賣買ニ於

ケル不表見ノ瑕疵ノ効力ヲ特別法ヲ以テ定ムルニ至ルマテ此法律ノ條例ハ區別ナク總テノ物品ノ賣買ニ之ヲ適用ス(一千八百八十四年八月二日ノ佛法律)

(果報報告委員) 「飲食品」トナリマス註ダモ馬チ賣ルニ瑕疵ヲ隠シテ賣ルカラ別ノ法律ガ佛蘭西ナドハ設ケテアル其レガナケレハ此法律ダ行クゾヨ

(松岡委員) 之ハ云ハヌダモ宜シイ

(果報報告委員) 制ツテモ良カロウト云フテヤツタ處ガ、削除シテハ困ル、本條ハ削除スヘキモノト信セス本條ニハ偶隱シタル瑕疵ニ付キ法律ヲ制定スルコトアラハトアルガ、此本統ノ適用ヲ止ムト云ハス如何ナル瑕疵ヲ以テ隠レタルモノトス、如何ナルモノヲ以テ隠レタルモノトセス又訴權ノコトヲ云フタ話シテ原則ハ改メナイ、若シ之ヲ削除シ他日法律ヲ制定スルコトアラハ其トキニ



民法ニ改正ヲ定メタル如ク人民ノ約束ニ背クカ如シ若シ法律アラバ日用品ノ賣買ニ通用セスト云フヘキナリトアリマスカラ置テモ差支ナイ

(村田委員) 佛蘭西ノ千八百八十四條ノ法律ト云フノハ

(栗塚報告委員) 今ノコトデスカ

(村田委員) コウ云フモノガ無クテハナラヌ

(清岡委員) 特別法ハアリマシヨウケレトモ定ムルニ至ル迄ト云

フノハ變ダ是レノミデナイ民法中ニ或ハ改良スルコトモ起ル、此

民法ハ他日改正スル迄ハ用フルゾト云フノト全シコトダ

(栗塚報告委員) 此コトチ今カラ云フテ置クト改正スルノニ都合

ガ良イ

(南都委員) 他日此法ヲ定ムルニ至ル迄ト云フノハ面白クナイデ

ス

(村田委員) 其法ガ出來ル迄之ヲ以テ行クト云フノガアツタ様ダ

(南都委員) 其レハナイ

(西委員) 一体無クテ宜サソウナコトタ、止ノルノチ約束シテ置

クノタカラ

(松岡委員) 是迄云フト商法ノ商品ノ取遣ノコトハ六百何條ニ定

メタゾヨト云ハナケレハナラヌ、皆ナサント御全意デ制リマシヨ

ウ

(清岡委員) 是非云ハナケレハナラヌ必要ガアレハ書キ様ヲ替ヘ

テ置キ度イ

(栗塚報告委員) 之ヲ書イテ置ント日本ノ人ハ動物デモ日用品デ

モ何デモ行クト思フガ、孰レカト云ヘハ動物トカ又ハ或ル物品ニ

ハ別ニ法律ヲ立テルガ宜シイ、早ク御立テナサルガ良イト促シテ

思ル意味ガアリマス



(尾崎委員) 旨意ハソウカ知レヌ

(委員長) 「特別法ヲ以テ定ムルモノハ此限ニ在ラス」トスルハ

度イ

(南部委員) 定ノ又前ハ何デヤルカ分ラヌ

(委員長) 出来ヌ間ハ是レデヤル、之ガアレハ別ノモノタト云フ

氣ガ付ク

(松岡委員) 其レハ立法者ノ注意デ人民ニ云フヘキコトデナイ

(委員長) 人民モ少シハ知ル、之カ無クテハナラヌト云フ程ノコ

トハナイガ折角書イテアルカラ制ラストモ良イ

(清岡委員) 法律家ガ見ルト笑フ

(栗原報告委員) 強テ維持スルノデハアリマセンガ有テモ害ハア

リマセン

(清岡委員) 總テノ物品ノ賣買ニ適用ストアルカラオカシイ

(委員長) 審キ方ヲ換ヘルノハ別デ御座リマスカ、此條ヲ制ルハ

何ノ理由ニ依テ制ルト云フコトヲ定メナケレハナラヌ

(栗原報告委員) 之ヲ制ツテ他日動物ノコトガ定マレハ民法ノ改

正ヲシタト云フ意味ニナルト云フノデ御座イマス

(松岡委員) ソンナコトヲ云フナラ外ヘモ書ケハ良イ

(南部委員) 唯茲ニコウ云フコトヲ書イテ御座イマシテモ他ノ處

デ他日民法ニ屬タスルモノテ、特別法ヲ以テ定メテモ其レハ民法

ノ部類ヲモ民法デ定メルモノナレハ假令此條ノ明文ガ無クテモ定

ノルコトガ出来マシヨウ

(委員長) 其レハ出来ル、之ガ無イカタト云フテモ特別法ハ出サ

レル、又動物ナドハ此民法通りニヤツテハ困ルカラ特別法ガアル

ニ違ヒナイ、其處ニ至テ制ルノハ不同意ハ云ハヌカ、此一ケ條ノ

ミ制ルト云フノハ最初ノ主義ニモ違ウ



(村田委員) ソレデハ置キマシヨウ

(委員長) ソウシテ文字ノ悪ルイ處ガアルナレハ變ヘテモ宜シイ  
ガ備ルナレハ他日備ルガ良イ

本條ハ「飲食品」ヲ「日用品」ト改メ他ハ原案ニ決ス

第七百五十一條朗讀ス

附錄 不分物公賣

第七百五十一條 不分財產ノ派分ヲ爲ストキ若シ所有者ノ一  
人カ現物ノ派分ヲ拒ムニ於テハ財產ノ熟議賣却又ハ公賣ヲ  
爲シ代價ハ有權者ノ部分ノ限度ニ隨ヒテ之ヲ其各自ニ配當  
ス(第千六百八十六條)

(果報報告委員) 「公賣」ハ「競賣」ト翻譯ヲ改メマス

(南部委員) 之カ原則ダ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ「公賣」ヲ「競賣」ト改メ他ハ原案ニ決ス

第七百五十二條朗讀ス

第七百五十二條 若シ利害ノ關係人カ或ハ其間ノ一人又ハ第  
三者ニ熟議賣却ヲ爲スニ付キ或ハ其間ニ公賣ヲ爲スニ付キ  
一致スルコトヲ得ヌ又ハ其利害關係人中ニ失踪者若クハ無  
能力者アルトキハ不分物ノ公賣ハ裁判所ニ於テ又ハ裁判所  
ノ指定シタル公吏ノ前ニテ他ノ公賣ノ爲メ要セラレタル公  
式ヲ以テ且民事訴訟法ニ定メタル方式ニ從ヒテ之ヲ爲ス  
共同公賣者ノ各自ハ常ニ公賣ニ付キ外人ノ参加ヲ許スコト  
ヲ要求スルコトヲ得共有者ノ一人カ失踪シ又ハ無能力ナル  
トキハ外人ノ参加ハ當然ニシテ且必要ナリ(第千六百八十  
七條、第千六百八十八條)

修正案 初項「或ハ其間ノ一人」ノ下「又ハ」ヲ「若クハ」改



ノ「或ハ其間ニ」ヲ「其利害關係人間ニ」ト改メ「得ス」ヲ「得サル」ト改メ「公吏ノ前ニテ」ノ下左ノ如ク修正ス

之ヲ爲ス但民事訴訟法ニ定メタル公賣ノ方式ニ從フヲ要ス

（果報報告委員） 「得ス」ハ「得」ノ間違デ御座イマス、之ハ修正致シマシタ

正致シマシタ

（松岡委員） 元ノ公式ガニツアルノカネ

（果報報告委員） 附リ構成法ニ云フタノデス、公賣ノ方式ト云フ

コトヲ入マシタカラ唯訴訟法ヲ定メタ方式ヨリ公賣ノ方式ト云フ  
タラ良カロウト思ヒマス

（委員長） 訴訟法ノ公賣ノ方式ト云フモノハ宜シイカ

（果報報告委員） 此處ハ實ハ公式ト云フノハ何カト云フト何日間

裁判所ノ門前ニ貼り出セトカ、紙ハ何デ貼り出セトカ云フハ訴訟

法ニ無イ、實ハ日本ノ民法デハ明カニ定メテアル佛蘭西流儀デ

民取十一ノ一〇

ハ手續カアル丈ケデ公示ノ方法ガナイカラ起ツタコトダト思ヒマス、日本ノ訴訟法ニハ何日間揭示スルトカ何ノ披露チスルトカ云フコトガ御座イマスカラ是レデ意味ヲ強シテ居ル様デ御座イマス  
（委員長） 之モ良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百五十三條朗讀ス

第七百五十三條 共有者ノ一人ガ物ノ全部ヲ得取シタルトキ

ハ不分物公賣又ハ熟賣却ハ其共有者間ノ派分ノ行爲ト看

做サレ會社及ヒ相續ノ派分ニ關シテ定メタル効力チ生ス（

第八百八十二條、第千八百七十二條）

若シ第三者ニ競落又ハ熟賣却チ爲シタルトキハ不分物公

賣ハ第三者ト原共有者トノ間ニ此章ニ規定シタル如キ賣買

ノ効力チ生ス



修正案 初項「看做サレ」下ニ「テ」一字ヲ挿入シ「關シテ」  
ヲ「關シ」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正ガ御座イマス

(西委員) 「關シテ」ノ「テ」ハ關リマスカ

(松岡委員) 後チノハ關レヌ

(栗塚報告委員) 「看做サレ且」トシマスカ

(松岡委員) 無クテモ良イ且ト云フト重クナル

(村田委員) 「功力ヲ生ス」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 派分ノ功力ハ相續デモ何デモ派分ノ功力ハ二種  
アリマス、物權ノ處ニモアリマシタカ、分割ノ功力ハ貴君ト私ト  
此本ヲ持テ居テ之ヲ派分ガアツタトキ既往ニ過テ貴君ニ落チタト  
キハ初ノカラ持テ居タト見ヘル賣買デハ派分ガアツタトキヨリ外  
權ガナイト云フデ御座イマス

(委員長) 「且」ハ入ツタ方ガ宜カロウ

(松岡委員) ソウスルト二ツノ物ニ關ヘハセヌカ

(南郷委員) ニツデス

(栗塚報告委員) 看做サレ、ソウシテ功力ヲ生スル

(松岡委員) 「看做サレ、其レハ即チ」ト云フノデハナイカ

(栗塚報告委員) 「看做サレ而シテ」ト云フノデス

(松岡委員) 無イ方ガ良イ

(清岡委員) 何モ入レナイ方ガ良イ

(委員長) 此章ニ起定シタルト云フノハ前章ノ賣買カ

(栗塚報告委員) 左様デス、之ハ一番終リノ章デス

(委員長) 外ノ物ノ賣買モ此章ニ依ルノダロウ

(栗塚報告委員) 此章ニト云フノハ賣買ノ總則デス

(委員長) 今日ノ分ハ是レマデカ



本條ハ原案ニ決ス

(栗塚報告委員) 七百二十三條ノ「買戻」ト云フコトヲ起案者ニ  
開キマシタ處ガ羅馬以來使ツテ居ル字ダカラ其實買戻シテハナイ  
ガ元トカラ使ツテ居ルト云ヒマシタカラ佛蘭西デハ幾ラ使テ居テ  
モ日本デハ買戻ト云フ字ヲ使ツテナイカラ他ノ字ヲ使テ買ヒ度イ  
ト云ヒマシタ處佛蘭西デハソウダ無イ字ヲ昔カラ餘義無ク買戻ト  
使テ居ル「ウルトレー」ト云フ字ガ恰度當ル、私ノ方デモ恰度良  
イカラ止ノ様ト云テ案モ措エテ來マシタカラ其議ヲ提出シマシタ  
處カ此條ヲ買戻ト云フテモ其實買戻デ無イト云テモ日本デ買戻ト  
違ツテ居ルト云フコトデ御座イマスガ、起案ガ折角買戻ト云フコ  
トヲ棄テ是レヨリ優リタル引戻シト云フ字ヲ使ウト云フカラ誠ニ  
満足シテ其說ヲ棄テラレルノハ遺憾デアル之ハ歐羅巴ノ慣習デ排  
撃スル好機會デアルト思テ賛成シタニ之ヲ復サレタノハ遺憾ダト

民取十一ノ一二

申シテ参リマシタカラ御参考マデニ申マス、一旦御議決ニナツタ  
ノヲ再ヒ「引戻」トシテ戻レトハ申マセンガ

(委員長) 賛作ヘ云フタラ宜カロウ

(南部委員) 賛作モ買戻ガ良カロウト云フコトデ御座イマス

(委員長) 原案ノ字ヲ書換ヘテ買ハナケレハナラヌガ、其レ程熱  
心ニ論スル程ノコトデハアルマイ

(栗塚報告委員) 併シ此處デハ引戻ノ權ガアツタノヲ又買戻トナ  
ツタノデ御座イマスカラ再調査ノトキニテモソウナレハ重疊デ御  
座イマス

于時午後第三時閉會



Blank page with vertical lines.

民法草案取得黨廢事第五十六回 自第七百六十八條

Blank page with vertical lines.



民法草案取得篇第二章第五十六回至第七百六十八條 及第七百廿

明治廿一年五月十五日午前第九時開會

(纂作委員) ヤリマシヨウ

第七百五十四條 朗讀ス

第十三章 交換

第七百五十四條 交換ハ一方ノ當事者カ己レノ得取シ又ハ己レニ約束セラレタル物又ハ權利ノ對價ト看做サレタル物ノ所有權又ハ總テ其他ノ權利ヲ他ノ一方ニ移轉シ又ハ移轉スルコトヲ約スル契約ナリ(第一千七百二條)

若シ互ニ讓渡シタル權利ノ一カ價額ニ於テ他ノモノニ劣ルトキハ其不均等ハ金圓又ハ其他ノ者ニ於ケル補足額ヲ以テ之ヲ填補ス

若シ金圓ニ於ケル補足額カ受取リタル有價物ノ對換トシテ



供給セラレタル有價物ノ價ニ超ユルトキハ其契約ハ賣買ト  
看做サル

修正案 第一項「已レノ」三字ヲ刪リ「得取シ」ノ下「タル物  
若クハ權利」ノ八字ヲ挿入シ「物」ノ下「又ハ」ヲ「若クハ  
」ト改ム

第二項 「填補」ヲ「均一ニ」ト改ム  
第三項 「供給セラレ」ヲ「供給シ」ト改ム

(粟塚報告委員) 修正カ御座リマス  
(村田委員) 修正ガ宜カロウ

(粟塚報告委員) 佛蘭西ノ定義ガ惡ルイカラト云テ直シ掛ケマシ  
タガ如何ニモ詳々シクナリマス  
(清岡委員) 「若シ」以下ハ必要カネ

(粟塚報告委員) 貴君ノ屬ト私ノ犬ト交易シタトキニ餘リ甚ダシ

民取十一ノ一四

キ差ガアルト云フノテ私カ金ヲ付ケテ出シタ貴君ノ屬ガ百圓ヲ私  
ノ犬ガ十圓ノトキ私ガ九十圓付ケタガソウスルト犬ノ代ヨリ餘程  
金ガ多イ

(笑作委員) 佛蘭西ニハ論ガアル少シテモ物カ入レハ交換トスル  
カト云フ問題ガアルカラ其レヲ決シ様ト云フノデス

(村田委員) 品物ガ御供ニナルカラダ

(南郷委員) ソウスルト折損デモ何テモ云テ行クカラ

(笑作委員) 賣買ノト看做サル、以上ハソウデス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百五十五條朗讀ス

第七百五十五條 當事者ハ對換トシテ供給シ又ハ約束シタル  
物又ハ權利ニ關スル總テノ妨礙及ヒ違害ノ擔保ヲ互ニ負擔  
ス(第一千七百四條)



若シ當事者ノ一方カ己レニ約束セラレタル權利ヲ得取セザ  
リシトキハ自己ノ選擇ヲ以テ或ハ金圓ニ於ケル對價ヲ要求  
シ或ハ契約ノ解除ヲ請求シテ自己ノ與ヘタルモノヲ取回ス  
コトヲ得但何レノ場合ニ於テモ損害賠償ヲ受クヘキトキハ  
之ヲ受クヘ(第一千七百五條)

此場合ニ於テ解除ハ取戻ニ服スル不動産ニ付キ權利ヲ得取  
シタル第三者ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス但第三百七十二  
條第一項ニ從ヒ請求ノ公示前ニ其第三者ノ名義ノ登記又ハ  
記入アリタルコトヲ要ス

修正案 第二項「損害賠償ヲ受クヘキトキハ之ヲ受ク」ヲ「損  
害賠償ヲ妨ケス」ト改ム

(栗塚報告委員) 二項ノニ約束セラレタル權利トアリマスカラ分  
リマスカ款目押シニ「物又ハ權利」ト致シマス報告委員デハ入レ

又積リテ御座イマシタカ此處テ云ハヌト入ラヌト仰シヤルダロウ  
ト思ヒマスカラ入レマス

(清岡委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(箕作委員) 得取セサルト云フト自分ノ勝手デ得取シナイ様ニナ  
ル

(栗塚報告委員) 報告委員テモ其論ガアリマシタ

(村田委員) 得取スルコトノ出來ナイノタカラ

(箕作委員) 「得取スルコトヲ得サリシ」トシタラ良カロウ

(栗塚報告委員) 其レガ良ウ御座イマシヨウ、其レカラ「損害賠  
償ヲ受クヘキトキハ之ヲ受ク」ハ「損害賠償ヲ妨ケス」ト修正致  
シマス

(箕作委員) 之ハ「損害アラハ之ヲ受ク」ト云フノガ本統ダ

(南部委員) ソウデスカ



(笑作委員) 「妨ケス」デモ宜シイ

(西委員) 「損害アラハレ」ノ方カ宜シイ

(果報報告委員) ソチ致シマシヨウ

(笑作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項 「若シ當事者ノ一方カ己レニ約束セラレタル物又ハ權利ヲ得取スルコトヲ得サリシトキハ自己ノ選擇ヲ以テ或ハ金圓ニ於ケル對價ヲ要求シ或ハ契約ノ解除ヲ請求シテ自己ノ與ヘタルモノヲ取回スコトヲ得但何レノ場合ニ於テモ損害アラス其賠償ヲ受ク」ト改ム

第七百五十六條朗讀ス

第七百五十六條 賣買ノ規則ハ交換ニ之ヲ適用ス但左ノ例外ハ此限ニ在ラス

第一 交換ハ配偶者ノ間ニ許サル但互ニ供給シタル價額ノ不均等カ間接ノ利益ヲ成ストキハ贈與ヲ禁制シ又制限スル規則ノ適用ヲ妨ケス

第二 定マリタル期間内ニ於ケル交換ノ任意ノ解除ニシテ當事者ノ一方又ハ雙方ノ爲メニ要約セラレタルモノハ第六百六十四條ニ從ヒ賣買ノ豫約カ第三者ニ對抗セラレ、コトヲ得ル條件ニ從フニアラサレハ之ヲ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三 交換ハ折損ノ爲メ之ヲ銷除スルコトヲ得ス(第七百六十六條、第七百七十七條)

第一項「交換」ノ上ニ「左ノ例外ヲ以テ」ノ七字ヲ挿入シ但書ヲ刪ル

第二號「解除ニシテ」ヲ「解除カ」ト改メ「モノハ」ヲ



「□□」ヲ改メ「之ヲ」チ「其解除チ」ト改ム

(栗塚報告委員) 「賣買ノ規則ハ左ノ例外チ以テ交換ニ之ヲ適用ス」トヤリマシタ、第二號ハ「任意ノ解除ハ當事者ノ一方又ハ双方ノ爲ノニ要約セラレタルトキハ」ト致シマシテ「之ヲ其解除チ」ト致シマス

(四委員) 元ノ通りカ良イ

(笑作委員) 格別良イ修正デモナイ

(村田委員) 「左ノ例外ハ此限ニ在ラス」ハ可笑シイ副ルカ良イ第一ノ但書ハ大ト馬ノ一件ニハイケナイメタネ

(栗塚報告委員) 百圓ノ抵當ニ編笠一蓋ト云フノハイケナイノデス

(笑作委員) 「オツボゼー」ト云フ字ハ色々考ヘテ見マシタカ、何處デモソウハイケマセンガ此處デハ何ニ對シテ何ニテ云ヒ立ル

コトヲ得ストシタラ宜カロウト思ヒマス

本條ハ原案ニ決ス

第七百五十七條朗讀ス

第十四章 和解

第七百五十七條 和解ハ當事者カ交互ノ讓合又ハ相給チ爲シテ既ニ發シタル爭チ結了シ又ハ發スルコト有ルヘキ爭チ豫防スル契約ナリ(第二千四十四條第一項)

和解ハ其組成、有効、効力及ヒ證據ニ付テハ下ノ改樣チ以

テ合意ノ一般ノ規則ニ從フ(第二千四十四條第二項)

修正案 第一項「發」トアルチ皆「生」ト改ム

(栗塚報告委員) 「發シノル」ハ「生シタル」ト修正致シマス

(笑作委員) 實ハ「相給」ハ副テモ宜シイ

(南部委員) 讀リ合ウト同シコトデス



(清岡委員) 捐給ト云フノハ物チヤルノデシヨウカ

(村田委員) 譲リ合ウト云フト兩方テ我慢チシ合ウノダ

(南都委員) 捐給モ我慢スルノデス

(尾崎委員) 豫防ト云フノハ面白イ

(清岡委員) 豫防ハ日本ニハ澤山アリマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百五十八條朗讀ス

第七百五十八條 無能力者ニ關スル和解ノ有効ニ付キ要セラレタル條件ハ此法律ノ第一編ニ之ヲ定ム

國「デハルトマン」、  
「コンミューヌ」及ヒ公設所ニ關スル和解ハ行政法ヲ以テ管知セラルル(第二千四十五條)

第二項「デハルトマン」以下ヲ「府縣市町村」ト改メ「行政法ヲ以テ管知セラルル」ヲ「行政法ヲ以テ之ヲ管知ス

ト改ム

(栗塚報告委員) 「國府縣市町村及ヒ公設所ニ關スル行政法ヲ以テ之ヲ管知ス」ト修正致シマシタ之ハ人事無クヤル積リデス

(清岡委員) 幼者ナラ後見人カヤルト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 後見人カヤルノニ裁判所ノ許シテ受ケルトカ何

トカ云フコトデス

(松岡委員) 和解ト云フノハ幾分力損チシナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 譲リ合ヒカ捐給カ執レカハ免セナイ

(清岡委員) モウ止ノマシヨウト云フノガ捐給カ

(笑作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百五十九條朗讀ス

第七百五十九條 和解ハ法律ノ錯誤ノ爲ノ之ヲ銷除スルコト



ヲ得ス但錯誤カ相手方ノ論議ニ出ツルトキハ此限ニ在ラス  
〔第二千五十二條第二項、第二千五十三條第二項〕

（清岡委員） 之モ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七百六十條朗讀ス

第七百六十條 和解ハ偽造ノ書類又ハ無効ノ名義若クハ所爲

ニ憑リ承諾シタルモノトシテ之ヲ銷除スルコトヲ得ス但是

等ノ事ヲ陳辨スルコトヲ得ヘキ當事者ニ於テ偽造又ハ法律

カ所爲ノ無効ヲ附着セシメタル事實ヲ知ラサリシトキハ此

限ニ在ラス（第二千五十四條、第二千五十五條）

修正案 「若クハ」ヲ「即チ」ト改メ「當事者ニ於テ」ノ下ニ

「書類ノ」三字ヲ加ヘ「又ハ法律」以下ヲ左ノ如ク改ム

又ハ所爲ノ法律上無効タルヘキ事實ヲ知ラサリシトキハ此限

ニ在ラス

（栗塚報告委員） 分リマセンカラ修正致シマシタ「無効ノ名義即チ所爲ニ依リ」ト致シマシタ

（村田委員） 所爲ヨリ銷除ノ方ガ良クハナイカ

（栗塚報告委員） 銷除ノ方ガ良イカ知レマセン

（南都委員） 名義即チ銷除ト云フノハ如何カ知ラヌ

（栗塚報告委員） 即チ契約ニ依リト云ヒ度イノテス

（村田委員） 所爲ニ依リテハ分ラナイ

（松岡委員） 兎モ角モ即チトシナケレハナラヌ

（栗塚報告委員） 其レカラ「但偽造又ハ」ヲ「書類ノ偽造ヲ知ラ

ス又ハ所爲ノ法律上無効タルヘキ事實ヲ知ラサリシトキハ」ト致

シマス

（南都委員） 偽造ノ書類ト云フコトヲ知リツ、ヤツテハイケナイ



(松岡委員) 「憑り」ト云フ字ガ大事ノ字ダ

(南部委員) 「偽造チ」ノ下ノ「知ラス」ハ入ラナイ様ニナツタ

(清岡委員) 前項デハ偽造ノ書類ニ依テ承諾シタル譯チ御座ル後

ニ開ケハ偽造チアツテモイケヌト云フ様ニ聞ヘル

(尾崎委員) 偽造チ知リナカラ承諾シタ

(栗塚報告委員) 實ハ「此限ニ在ラス」ノ書キ様ガ悪ルイノダ

(清岡委員) 無効ノ名義即チ所爲チ知リツ、ヤツタトキハイケナ

イト云フコトニナル

(松岡委員) 知リナカラ承知シテヤツタ者ハ

(栗塚報告委員) 「和解ハ何々スルトキニ非サレハ之チ銷除スル

コトヲ得ス」ト原文デハ云テ居ルノテス、其レチ但トシタカラ御

要ガ出ル様ニナリマス段々終リテ讀ムト原文ニ反對スル様ニナリ

マス

(清岡委員) 得スト云フ處迄ハ緩令知ロウカ、知ルマイカ銷除ガ  
出來ナイト外讀ノナイ

(栗塚報告委員) ソウデハナイ銷除スルコトガ出來ルコウ云フコ  
トニハト云フノテス

(松岡委員) 所爲チ知リテ承諾シタル者ハ其偽造無効チ援唱シテ  
銷除スルコトヲ得スト書カナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 殘ラス御讀ミニナルト宜シイノテス知ラサリシ  
トキデナケレハ銷除スルコトガ出來ヌ

(松岡委員) 「無効ノ名義即チ所爲チ知リテ承諾シタル者ハ之チ  
銷除スルコトヲ得ス但事實知ラサリシトキハ此限ニ在ラス」トハ  
出來マセンカ

(栗塚報告委員) 此間モ報告委員デ但ニシタノハ悪ルイカラト思  
テ色々考ヘテ見マシタカ譯々シクナツテ溜ラヌ



(松岡委員) 例カアリマシヨウカ

(栗塚報告委員) 前ノ文章モソウデス、和解ハ法律ノ錯誤ノ爲ノ云々ト書イテアルノデス

(南部委員) 直スト却テ分ラヌ様ニナル

(清岡委員) 前ノ様ナ錯誤デ必竟自分ノ錯誤ヲ云フ處デ自分カ誤ツテモ銷除ハ出來ヌ併シ相手方カ誤謬ヲ以テ誤ラシノンハト云フノナラ良ク文章カ分ルケレトモ

(尾崎委員) 知ツテシタノハ偽造無効ノ所爲タニ因テ其レテハ取消セヌゾヨト云フノタ

(松岡委員) 憑リト云フノハ確ト憑リ掛ル様ニナル

(栗塚報告委員) 何ゼ承諾シタカト云フト偽造ノ證文ト云フコトヲ知テ居タガ、面倒タカラ和解ヲ知タトキハ銷除カ出來ヌ

(松岡委員) 佛蘭西法ヲ云ヘハ明カニ無効ニ付テ和解シタトキデ

民取十一ノ一二

ナケレハ取消セル、明カニ承諾スレハ取消セナイト云フ語リ佛蘭西テハ承諾シタルモノトシテト云フ處ニナル

(栗塚報告委員) 之ハ御置キニナツテハ如何デス

(松岡委員) 憑リモノトシテ銷除スルコトヲ得スト云ノハ分ラヌデシヨウ

(南部委員) 偽造ニ憑テ承諾シタルモノトシテ銷除スルコトハ出來ヌ

(栗塚報告委員) 和解ヲシタ處カ偽造ノ書類ダ無効ノ名義ダ

(村田委員) 陳陳スルコトヲ得ヘキト云フ字カアリマスカ

(栗塚報告委員) アリマス

(清岡委員) 處爲ニ依リ承諾シタリトノ申立ヲ以テトシタラ宜カ

ロウ

(尾崎委員) 其方ガ良イカ知レヌ



(松岡委員) 其レガ少し難カダロウ

(栗塚報告委員) 承諾シタル者ハ和解ダス承諾シタルト云フノハ  
和解ヘ係ツテ居ルノデスカラ承諾シタル如クト云フノテス

(松岡委員) 如クト云フト尙ホオカシイ

(南都委員) 「トシテ」ハ恰度如クニ當テ居ル

(松岡委員) 偽造ヲ知ラスノ「知ラス」文ケヲ止メ様

(南都委員) 其レガ良カロウ

(栗塚報告委員) 承諾シタリトテ其偽造無効デ之ヲ消スコトハ出  
來ヌ併シ初ノカラ知ラナカツタラ出來ルゾヨト云フコトデス

(尾崎委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

和解ハ偽造ノ書類又ハ無効ノ名義即チ所爲ニ憑リ承諾シタル  
モノトシテ之ヲ銷除スルコトヲ得ス但是等ノ事ヲ陳辨スルコ

トヲ得ヘキ當事者ニ於テ書類ノ偽造又ハ所爲ノ法律上無効タ  
ルヘキ事實ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第七百六十一條 朗讀ス

第七百六十一條 定マリタル争ノ一箇又ハ數箇ノ原由ニ憑リ  
爲シタル和解ハ若シ新ニ發見シタル證據ニ因リ當事者ノ一  
方カ争ノ一箇若クハ數箇ノ目的ニ付キ何等ノ權利ヲモ有セ  
サリシコト又ハ他ノ一方カ之ニ付キ完全ニシテ且争フコト  
ヲ得サル權利ヲ有セシコトノ顯ハレタルトキハ事實ノ錯誤  
ノ爲メ亦之ヲ銷除シ又ハ取消スコトヲ得(第二千五十四條  
第二千五十七條第二項)

若シ確定シタル判決又ハ取置スルコトヲ得サル契約ヲ以テ  
既ニ争ヲ了了シタルニ其判決又ハ契約ヲ知ルコトニ付キ利  
害ノ關係アリシ當事者カ之ヲ知ラサリシモ亦同シ(第二千



五十六條一

然レトモ若シ和解力當事者雙方ノ前來ノ理由ニ憑リ爲スコト有ルヘキ總テ何等ノ争タリトモ之ヲ結了シ又ハ豫防スルコトヲ目的トシタルトキハ當事者ノ一方ノ利益ニ於ケル確定證書ノ發見ハ其證書力相手方ノ所爲ニ因リ扣留セラレタルトキニアラサレハ銷除ヲ生セス（第二千五十七條第一項）

修正案 第一項「銷除シ又ハ取消スコトヲ得」ニテ「銷除スルコトヲ得」ト改ム

第二項「知ルコトニ付キ利害ノ關係アリシ」テ「知ルノ利害ヲ有スル」ト改ム

第三項「理由ニ憑リ爲スコト有ルヘキ」テ「理由ヨリ生スルコト有ルヘキ」ト改メ「總テ」ノ下ニ「ノ」ノ一字ヲ挿入ス

（村田委員） 當事者双方ノ間ニト入レタラ良カロウ

民取十一ノ一二三

（南部委員） 其レハイケナイ

（松岡委員） 銷除即チ無効、無効即チ銷除

（南部委員） 無効、銷除、取消ト三ツアリマス

（西委員） 「總テ」ト「ノ」ノ字ヲ入レマスカ

（栗塚報告委員） 入レマセン

（松岡委員） 總テノト云フト、何等ノト云フ字ヲ刪ラナケレハナラヌ

（清岡委員） 總テノト云フ方カ良イ、「利害ノ關係アリシ」テ「利益」トシタノハトウ云フ譯デス

（栗塚報告委員） 分リマシヨウ、第一項ニ理由ト云フコトガアリマスカラ

本條ハ左ノ如ク決ス

定マリタル争ノ一箇又ハ數箇ノ理由ニ憑リ爲シタル和解ハ若



シ新ニ發見シタル證書ニ因リ當事者ノ一方カ争ノ一箇若クハ  
數箇ノ目的ニ付キ何等ノ權利ヲモ有セザリシコト又ハ他ノ一  
方カ之ニ付キ完全ニシテ且争フコトヲ得サル權利ヲ有セシコ  
トノ點ハレタルトキハ事實ノ錯誤ノ爲メ亦之ヲ銷除スルコト  
ヲ得

若シ確定シタル判決又ハ攻撃スルコトヲ得サル契約ヲ以テ既  
ニ争ヲ結了シタルニ其判決又ハ契約ヲ知ルコトニ付キ利害ノ  
關係アリシ當事者カ之ヲ知ラザリシトキモ亦同シ

然レトモ若シ和解カ前來ノ理由ヨリ生スルコト有ルヘキ總テ  
ノ争ヲ結了シ又ハ豫防スルコトヲ目的トシタルトキハ當事者  
ノ一方ノ利益ニ於ケル確定證書ノ發見ハ其證書カ相手方ノ所  
爲ニ因リ扣留セラレタルトキニアラサレハ銷除ヲ生セヌス

(栗塚報告委員) 其方カ分リ良イ

(清岡委員) 利益ハカリブナイ害モアルダロウ

(松岡委員) 利害ト云フノハ必ス兩方アルモノデハナイ、コウ云  
フ處ハ關係アルト云フ字ハ元トノ方ガ良イ様ダ

(清岡委員) 「知ルノ利益ヲ有ス」ト云フノハ悪ルイ

(村田委員) 知テ居レハ利益ヲ有スル

(栗塚報告委員) 「知ルコトニ付キ利益ヲ有スル」デ宜シイ

(南部委員) 元トノ債ニシ様

(松岡委員) 元トノ債ガ良イ

(栗塚報告委員) 爲スコトアリト云フタカラ當事者双方間ニデス  
カ當事者双方ハ入ラヌ様デス

(松岡委員) 御尤モ

(南部委員) 宜シイ様ダ

(松岡委員) 總テノ争ヲ結了シ又ハ豫防スルコトヲ目的トシタル



デ良カロウ

(南都委員) 其レデモ宜シイ

(清岡委員) 確定證書ト云フノハ可笑シイ

(栗塚報告委員) 裁判所ノ言渡ノ様ナモノデス

(清岡委員) 裁判言渡書ナレハ宜シイガ其レハカリデハアルマイ

(栗塚報告委員) 公證人ノ認メタ立派ナモノデス

(村田委員) 前案ノ理由ト云フノハ分ルカ知ラヌ

第七百六十二條朗讀ス

第七百六十二條 有効ナル和解ハ當事者ノ各自ノ利益ニ於テ

互ニ認知セラレタル權利又ハ利益カ既ニ生シ又ハ豫見セラ

レタル事ニ係リシトキハ當事者ノ間ニ於テ確定判決ノ純然

タル權利認定ノ効力ヲ生ス此場合ニ於テ右ノ權利又ハ利益

ハ前案ノ理由ニ憑リ保有セラレタリト看做サル但當事者雙

方ニ更改ヲ爲スノ意アリシトキハ此限ニ在ラス(第二千五十二條)

若シ之ニ反シ互ニ供給セラレ又ハ約束セラレタル權利又ハ

利益カ全部若クハ一分ニ於テ事ニ係ラサリシトキハ和解ハ

右ノ權利又ハ利益ニ付テハ物權又ハ人權ヲ生シ移轉シ若ク

ハ消滅スル有價名義ノ合意ノ規則ニ從フ

修正案 第一項「各自ノ利益ニ於テ」ノ八字ヲ刪リ「認知セラ

レ」ヲ「認知シ」ト改メ「係リシトキハ」ノ下ニ「其」ノ一

字ヲ加ヘ「純然タル」ノ四字ヲ刪リ「此場合ニ於テ」ヲ「此

場合ニ於テハ」ト改メ「右ノ」ニ字ヲ「其」ノ一字ニ換フ

第二項「供給セラレ」ヲ「供給シ」「約束セラレ」ヲ「約束

シ」「利益カ」以下物權迄ヲ左ノ如ク改ム

利益ノ内争ニ係ラサリシモノアルトキハ其モノニ付テハ和解



ハ物權

- (栗塚報告委員) 修正カ御座リマス
- (松岡委員) 權利又ハ利益ト云フノハ可笑シイ
- (清岡委員) 權利又ハ利益ノ内ハ悪ルイ
- (栗塚報告委員) 權利又ハ利益ニシテ
- (南部委員) 「利益ノ全部若クハ一部ニシテ争ニ係ラサリシモノアルトキハ」トシタ方ガ良イ
- (清岡委員) 其方ガ良イ
- (栗塚報告委員) 七百五十三條ニ熟讀賣却ハ派分ノ行爲ト看做サレト云フノハ既往ニ週テ功ガアルカラ元トカラ所有者ト看做ス
- (松岡委員) 併シ此權利認定ハ其レカラ次キノモノガ生スルノダ是レデハ看做スト云フコトハ出来ヌ
- (栗塚報告委員) 認定ト云フ字ハ悪イカ知レマセン

民取十一ノ二二六

- (南部委員) 其レデ保有ト云フ字ガ出テ來タノデス
- (栗塚報告委員) 判決ハ人ノ權利ガ元トカラアツタト認定スルノデ
- (松岡委員) 確定判決ト同シユナルト云フコトダケタロウ
- (栗塚報告委員) 其レデ純然タルト迄有ツタノデス
- (清岡委員) 生シ生ストアルカラ間違ヒマスネ
- (栗塚報告委員) 利益ハ既生トハ出来ナイカ知ラス
- (南部委員) 「生シ若クハ」トシタラ良カロウ
- (松岡委員) 今ノ條ハ「權利即チ利益」デハアリマセンカ
- (村田委員) 「權利認定」チ割ロウデハアリマセンカ、斷リ和解ハ確定ノ功力ヲ持ツト云フノタカラ
- (栗塚報告委員) 元來佛蘭西法デ唯確定人効チ生スト云フカ、借テ判決ト同シ功力ヲ生スト云フノハドウ云フコトカト云フニ就テ



大ヘン議論カアツテ、其レチ避ケル爲ノニ確定判決ノ如キ權利認定ノ功力ヲ生スルト云フテ居リマスカラ權利又ハ利益ヲ權利トシテモ宜シウ御座イマス

(南都委員) ドウ云フ譯ダ利益ト云フカ質問シタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 聞イテヤリマシヨウ

(清岡委員) 權利認定ノ功力ヲ生スト云フノハ

(栗塚報告委員) 詰リ和解ノ功力ハドチ云フ功力カト云フト裁判ト同シ功力ガアル、裁判ト同シ功力ト云フノハ權利認定ト同シ功力ガアルト云フノダ御座イマス

本條ハ便リニ報告委員ノ修正説ニ決シ

「利益」ノ文字ハ起案者ニ質問スルコトニ決ス

第七百六十三條朗讀ス

第十五章 特定會社

民取十一ノ一二七

第一節 會社ノ本性及ヒ設立

第七百六十三條 會社ハ二人又ハ數人カ其間ニ配當セラルヘキ利益ヲ收ムル爲ノ財産ヲ共通シ又ハ共通セント約スル契約ナリ(第千八百三十二條)

(松岡委員) 實ハ契約ハ現在ノモノヲ規定シテアルカラ「セン」ト云フコトハ入ラヌノダソウシテ會社カ共通セントスル約束ナレハ會社カ成立タヌ

(栗塚報告委員) 其レテ會社カ成立テ居ル

(松岡委員) セントスル約束テハ未ダ利益ガ收マラヌ、數人ト云フノハ無數ト云フコトニ見ヘルダロウカ、二人又ハ二人以上ト見ヘルダロウカ數トハ二人以上チ數ト云フカラ五、六人ト云フコトニナル

(栗塚報告委員) 二人以上ハ尙ホオカシイ



(清岡委員) 特定會社ノ處デ特定ノ會社ノコトヲ論スルト云フコトハアリマセンカ

(栗塚報告委員) アレハ包括會社デス、包括會社ハ別ニ書キマス  
(松岡委員) 民事會社モ利益ヲ收ムルモノデナケレハ會社ニナラヌ

(松岡委員) 水ヲ防キ堤塘ヲ築クノハ會社ニナラヌ  
(尾崎委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百六十四條朗讀ス

第七百六十四條 會社ハ包括又ハ特定ナリ(第千八百三十五條)

包括會社ニ特別ナル規則ハ此編ノ第二部第二章ニ之ヲ定ム  
(第千八百三十六條乃至第千八百四十條)

民取十一ノ一二八

特定會社ハ各社員カ成ハ定マリタル物ヲ共通シテ利用スル  
爲ノ成ハ作業ヲ成シ又ハ定マリタル職業ヲ行フ爲ノ其定マリタル物ノ出賣ヲ爲シ又ハ之ヲ約スル會社ナリ(第千八百四十一條、第千八百四十二條)

修正案 第三項「各社員カ」ノ四字ヲ刪リ「行フ爲ノ」ノ下ニ「各社員カ」ノ四字ヲ挿入ス

(栗塚報告委員) 末項ヲ「特定會社ハ成ハ定マリタル物ヲ共通シテ利用スル爲ノ成ハ作業ヲ成シ又ハ職業ヲ行フ爲ノ各社員ガ定マリタル」ト致シマシタ

(松岡委員) 又ハ定マリタル職業ノ「定マリタル」ハ刪ツテ宜カ  
ロウ

(栗塚報告委員) 其レテ宜シイノテス  
(松岡委員) 左モナケレハ皆定マリタルヲ刪ルカ



(栗塚報告委員) 下ノハ制ツテモ宜シイ

(南部委員) 「定マリタル職業ヲ爲シ」トシタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 其レハ諄々シイ

(南部委員) 「或ハ」ト云フト定マリタルカ被ラヌ様ニナル、ソ  
ウスルト包括會社ニナル

(松岡委員) 實ハ包括ト特定ヲ分ケルノハ惡ルイ商法ニモ在ル通  
リ會社ガ斯々スルト云ヒサヘスレハ宜シイノタ

(村田委員) 「作業ヲ爲シ」ト云フノハ英文ニハアリマセン、  
「定マリタル職業ヲ爲シ或ハ定マリタル商業ヲ爲シ」トアル

(南部委員) 「定マリタル作業ヲ爲シ又ハ職業ヲ行フ」トシタラ  
宜カロウ

(清岡委員) 一ツハ職業ニシタ方カ良イ

(栗塚報告委員) 詰リ企業ヲ成就セサル爲ノデアリマス

民取十一ノ一二九

(松岡委員) 下ノ「定マリタル」ハ最モ制ルガ宜シイ此會社ハ出  
資如何ニ在ル出資ガ確定スレハ行フ事業ハ無限ノ便益ガアルトモ  
其會社ハ特定會社トアル、ソウスレハ會社ハ事業ノ制限ガアツテ  
モ出資ニ制限ガナケレハ包括ダ

(村田委員) 包括特定ハ金ノ方カラ行ク様ダ

(栗塚報告委員) ソウダス

(松岡委員) 上ノ定マリタルハ制ルガ良イ

(栗塚報告委員) 上ノハ入りマス

(村田委員) 償却ト云フ字チ入レ度イ

(栗塚報告委員) アリマセン

(南部委員) 定マリタル物ヲ共通スル爲ノト云フノハ出資ヲ爲ス  
ノデ定マリタル職業ヲ爲ス場合ニハ「定マリタル」ト云フノハ入  
ラヌ



(栗塚報告委員) 出資ヲ爲シ之ヲ約スル會社ナリトアリマス、ソ  
ウスルト定マリタル出資ヲ爲スノガ必要デス其レハ共通スル爲メ  
ニモヤリ、職業ヲヤル爲メニモヤル

(南部委員) ソンナラ上ノ定マリタルモノニ皆係ツテ來ル

(松岡委員) 「定マリタル物ノ出資ヲ爲シ其物ヲ共通シ利用シ或  
ハ作業ヲ爲シ又ハ職業ヲ爲シ」ト云ヘハ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウデス特定會社ハ會社デアル、其會社ハ定マ  
リタル物ノ出資ヲ爲シ又ハ約束スル會社デアル、ソレカラ何々  
ノ爲メ其レヲ共通シ利用スル爲メ或ハ作業ヲ爲シ企業ヲ成就スル  
爲メ又ハ職業ヲ行フ爲メトアリマス

(清岡委員) 上ノ「定マリタル物」ト云フコトヲ制ルコトハ出來  
ヌ

(村田委員) 定マツタル物ヲ出シ之ヲ出ソウト云フ約束デヤル其

民取十一ノ一三〇

レハコウ云フモノダト云フノダ

(栗塚報告委員) 矢張り又ハ定マリタルノ「定マリタル」ヲ制レ  
ハ良イノデス

(松岡委員) ソウ云フト上ノ定マリタルハ出資ト縁ガナイ様ニナ  
ル

(栗塚報告委員) 縁ガアリマス特定會社ハ或ハ物ヲ共通シテ利用  
スル爲メトヤツテ終リテ各社員力定マリタルトヤリマシヨウカ  
(松岡委員) 其レガ宜シイ

(栗塚報告委員) 特定會社トハ各社員力定マリタル物ノ出資ヲ爲  
シ又ハ之ヲ約シタル會社ニシテ之ヲ共通シテ利用スル爲メ或ハ作  
業ヲ爲シ又ハ職業ヲ行フ爲メノモノナリ

(村田委員) 「モノナリ」ハ可笑シイ

(清岡委員) 「會社ナリ」トシタラ宜カロウ



(松岡委員) 目的トスルモノトス

(栗塚報告委員) 「特定會社ハ各會社力定マリタル物ノ出資ヲ爲シ又ハ之ヲ約シタルモノニシテ其物ヲ共通シテ利用スル爲メ或ハ作業ヲ爲シ又ハ職業ヲ行フテ目的トスル會社ナリデモ「行フ爲メノ會社ナリ」デモ宜シイ

(南部委員) 「行フテ目的トシタル會社ナリ」カ

(清岡委員) 「又ハ之ヲ約束シ」トシタラドウダス

(栗塚報告委員) 「特定會社トハ」ト云タ方ガ宜シイ

(南部委員) 其レデモ宜シイガ少シ重過キル初メノ様ニ「特定會社ハ物ヲ共通シテ」トヤツテ「又ハ定ムル」ノ五字ヲ削ツタ方ガ良イ

(松岡委員) 「共通利用シ作業ヲ爲シ職業ヲ行フ爲メ」トシタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) ニツニ大別シテアリマスカラ共通シテハ具合ガ悪ルイ「定マリタル」ヲ削ツテ「各社員カ」ヲ入レテ「其」ト云フ字ヲ削ルガ良イ

(村田委員) 初メノ「各社員」ハアツタ方ガ良イ

(栗塚報告委員) 其處デ旨意ガ違ウノダス各社員力作業チスルノデナイ、職業チスルノデナイ會社カスル爲メニ各社員ガ錢チ出スカラ其レデ終リヘ以テ來タノデ御座イマス

(西委員) 其レデ良サソウダス

(清岡委員) 上ノ「或ハ」ヲ削リ度イ

(南部委員) 之ハ文例ダス

(栗塚報告委員) 再調査ノトキニ讀ツテハ如何ダス

(清岡委員) 「定マリタル」ト云フ字ガアレハ「或ハ」ガ必要ダケレトモ「定マリタル」ヲ削レハ照應シナイ様ニナルカラ「或ハ



ト云フ字ハ入ラヌ

(果振報告委員) 其方ノ「或ハ」デハアリマセン「或ハ」利用スル  
爲ノ或ハ職業ヲ行フ爲メト云フ「或ハ」デ御座イマス  
(西委員) 之ヲ宜シウ御座イマス  
(尾崎委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條第三項ヲ左ノ如ク改メ他ハ原案ニ決ス

特定會社ハ或ハ物ヲ共通シテ利用スル爲メ或ハ作業ヲ成シ又  
ハ職業ヲ行フ爲メ各社員力定マリタル物ノ出賣ヲ爲シ又ハ之  
ヲ約スル會社ナリ

第七百六十五條朗讀ス

第七百六十五條 社員ノ出賣ハ或ハ動産又ハ不動産ノ所有權  
若クハ收益權或ハ金圓勢力又ハ藝術ヨリ成ルコトヲ得(第  
千八百三十三條第二項)

民取十一ノ一三二

出賣ハ不均等及ヒ別異ノ本性タルコトヲ得

(南部委員) 之ハ論ハアルマイ若シ論ガアレハ再調査ガ宜シイ  
(尾崎委員) 「別異ノ本性」ト云フノハ可笑シイ  
(清岡委員) 實ニ此二項ハ分ラヌ  
(南部委員) ソンナニ惡ルイコトハアルマイ、混同デ出賣ヲヤツ  
テモ宜シイ  
(清岡委員) 別異ノモノト云フノハ上デ盡シテアルダロウ  
(南部委員) 之ハ平均ニ無イコトヲ出シタノデスカラ  
(清岡委員) 「別異ノ本性」ハ  
(南部委員) 別異ノ本性ハ餘計ナコトカ知ラヌ  
(松岡委員) 動産ノ所有權ヲ會社ニヤツテ金圓ハ動産外カ  
(渠塚報告委員) 勢力ヤ藝術ニ對シテノ話シテス  
(南部委員) 上ノ動産ハ金圓ヲ除イタノダロウ



(栗塚報告委員) ソウデス

(松岡委員) 藝術ト云テモ其レガ物ヲ成セハ權利ト云フ、金圓ハ  
動産ニ非ストハ云ヘヌ

(栗塚報告委員) 道具ヲ出ソウト云フ人モアロウ金ヲ出ソウト云  
フ人モアルト云フノタカラ宜シウ御座イマシヨウ

(村田委員) 金圓ト動産ト別ニスレハ動産ノ中ニ入ツテナイ

(尾崎委員) 書イテ置イテモ宜シイ

(松岡委員) 金圓ハ金銀ニナツタノタロウ

(栗塚報告委員) 金圓ニナツタノデス

(南部委員) 再調査ニ譲ロウ

(松岡委員) 「別異ノ本性」ハ譲ロウ

(栗塚報告委員) 民事會社ハ物ガ同シ様ニ出ルノタカラ同シ金高  
ヲ出サナケレハナラヌト思フカ知レヌガソウデ無い

民取十一ノ一三三

(今村報告委員) 断然刪ルガ良イ

(清岡委員) 却テ迷ヒヲ生スル

(松岡委員) 不均等モ必要デナイ資本ヲ株式ニ分ツト云フコトガ  
アルカラ同シニシ様ト思テモ出来ナイカラ分ツテ居ル

(清岡委員) 其レハ宜シイカ別異ト云フノハ置着シテ居ル

(尾崎委員) 出資ハ不均等ナルコトヲ得ト云フト餘リ短イカラ断

然刪ロウ

(南部委員) 不均等ハ置キマシヨウ

(尾崎委員) 「不均等」丈ケハ置イテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 「出資ハ不均等タルコトヲ得」ト致シマス

本條第二項ハ左ノ如ク改ム

出資ハ不均等タルコトヲ得

第七百六十六條朗讀ス



第七百六十六條 民事會社ハ當事者ノ意力之ヲ無形人ト爲スニ在ルトキハ無形人ヲ成ス

此場合ニ於テハ會社ニ一ノ社名ヲ付シ且其契約ハ商事會社ノ公告ノ爲メ法律ノ定メタル方式ニ從ヒ拔書ヲ以テ之ヲ公告スルコトヲ要ス

會社ニ社名ヲ付シ又ハ結社契約ヲ公告シタルノ所爲ノミヲ以テ社員ニ會社ヲ無形人ト爲スノ意アリト推定セラル

(南部委員) 廣告ハアツテ登記ハ無イデス

(栗塚報告委員) 公示ノ爲メノ方ガ良カロウト思ヒマス、ソウスルト登記モ入りマスカラ

(村田委員) 斷然ソウシマシヨウ

(南部委員) 「拔書ヲ以テ」ヲ刪ツテ「之ヲ公示スルコトヲ要ス」トシタラ宜カロウ

民取十一ノ一三四

(松岡委員) 「登記公告スルコトヲ要ス」トシタラ宜カロウ

(南部委員) 公示ヲ登記モ見セタラ良カロウ

(松岡委員) 公示ト云フノハ商法デハ一向云ハヌカラ

(栗塚報告委員) 「商事會社ノ公示ノ爲メ法律ニ定メタル法式ニ從ヒ登記公告ヲスルコトヲ要ス」デモ宜シイ

(村田委員) 「之ヲ登記公告スルコトヲ要ス」デ宜シイ

(尾崎委員) 其レデ宜シイ

(栗塚報告委員) 二項ハ「結社契約ヲ登記公告シタルトキハ」トシナケレハナリマセン

(清岡委員) 登記公告ヲスレハ意アリト推定スル位デハナイ

(南部委員) 社名ヲ付シタハカリデモ意アリト推定スル登記ヲシテモ意アリト推定スルトニツアリマス

(松岡委員) 之ヲ責任ヲ帶ルカ知ラヌ或ハ社名ヲ付ケテモ登記公



告ヲシナケレハ會社ノ扱ヒチシナイトシタラ宜カロウ之ハ義務ヲ  
負ハセルハカリニ止マルカ知ラヌ

(栗塚報告委員) 社名モ無シ登記公告モ無イトキハ貴君ニ金ヲ貸  
シタトキハ貴君ハカリニ外係ラヌ三人デヤツテ社名ヲ付シタトキ  
ハ三人ニ係ル

(松岡委員) 社名ヲ付スハカリデ登記公告チシナイデ其レチ無形  
人トスルコトハ出來マイ之ハ重大ノ問題ト思フ

(栗塚報告委員) 無形人トスレハ公告チスル

(松岡委員) 會社ニ社名ヲ付シタラハダロウ

(栗塚報告委員) 又ハ登記公告シタ丈ケデ無形人ト見ル

(松岡委員) 其方ガ宜シイカ社名ヲ付シタハカリデモ無形人トナ  
ルノハ宜シクナイ

(村田委員) 貴君ノ云フ様ニスレハ登記公告チシナケレハ會社ト

云ハレヌ

(松岡委員) 勿論ソウデス

(南部委員) 社名ヲ付ケレハ無形人トスレハ皆其積リニナルカラ

(尾崎委員) 會社ニ社名ヲ付シ結社契約ヲ登記公告シタラ良カロ  
ウ

(南部委員) 無形人トナレハ公告チスル公告スレハ無形人トナル  
ト云フト馬鹿ラシイ

(尾崎委員) 社名ヲ付シタハカリデ無形人トナツテ害ガアルカ

(松岡委員) 共通デ何時テモ分ケラレル、無形人トナレハ儲々ノ  
財産ヲ離レテ仕舞フ

(南部委員) 共益商社ナトハ社名ヲ付シテ居ルカラ無形人ダ

(松岡委員) ソウスルト社員ニ關係ノ債主力出テ來テモ、アレハ  
私ノ錢デハナイ、會社ノ錢デ御座ルト云フ様ニナル



(尾崎委員) 有限責任ヲ無限トハ云ヘヌ

(南部委員) 之ハ無形人デ宜シイ大ヘン便利ダ

(栗塚報告委員) 註ノ四百二ト三トヲ御覽ナサイ、社名ヲ付シテ

無形人ニシテモ害ハナイ

(村田委員) 末項ハ刪レハ良イ

(清岡委員) 末項ハ刪ツテモ第一項ガ分ラヌ

(南部委員) 無形人ト爲ス意ハ何處カラ推測スルカト云フト社名

ヲ付セハ意アリト推定スル

(松岡委員) 社名ヲ付セハ登記公告シマスカ

(栗塚報告委員) 無形人トナレハ登記公告スルト云フコトデス

(松岡委員) ソウ云フ意味ニハ讀ノナイ社名ヲ付スレハ法律カ無

形人ト爲ス意ガ有ツタト推定スルトアル

(南部委員) 其レデハ前ハ社名ヲ付セハ登記公告ニ及ハヌト云フ

民取十一ノ一三六

ノカ

(松岡委員) 「ボアソナード」ハ登記公告チシナクモ無形人ト看

做スゾト云フ

(栗塚報告委員) ソウデス、無形人ト見ル以上ハ登記公告スル

(松岡委員) 社名ヲ付シテ届レハ登記公告ヲ爲スト雖トモ無形人

トスル外讀ノナイ

(南部委員) 社名ヲ付セモハ無形人トナルカラ即チ登記公告ヲ受

ケナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 社名ヲ付シタ丈ケテ無形人トシ様ト思フ意ガア

ルト推測スル其意ガアルト云タ以上ハ公告シナケレハナラヌ

(村田委員) 三項ヲ刪ロウ

(南部委員) 其レデハ尙ホ分ラヌ

(栗塚報告委員) 刪ラナケレハナラヌト云フ理由ハ



(村田委員) 前ニ無形人ト爲スノ意ガアルトキハ無形人ト爲スト  
アルカラ

(南部委員) ソンナラ登記公告チシテカラ無形人トスルト云フコ  
トチ書カナケレハナラヌ

(松岡委員) 佛蘭西ノ法文ニ對シテ攻撃シタリ改正スル心持デ書  
タカラ此様ナコトニナルノタ民事會社ハ法律上ノ人ニナレルヤ否  
ヤハ佛蘭西デ論ガアル

(栗塚報告委員) 貴君ノ御論ハ若シコウ云フニスレハ簡様ナ書ガ  
アルト云フナラ分リマス

(松岡委員) 仕舞ノ處ハ何チ推定スルカ

(栗塚報告委員) 意チ推定スル意カ有ツタラ無形人トスル其意ハ  
ドウシテ知ルカト云フニ簡様ナコトガアレハ多分無形人ニシ度イ  
カラ名チ付ケタノダロウ

民取十一ノ一三七

(松岡委員) 其レナラ上デ無形人トナレハ登記公告チシロト云フ  
公告チスレハ無形人トスルト云フ公告チスレハ無形人トスルト云  
フノハ何ノコトカ分ラヌ

(栗塚報告委員) 結社契約ハシタケレトモ無形人トスル意ハナカ  
ツタ各自カ責チ負オウデハナイカト云フ意デヤツタ其レデ之ハ黙  
ツテ届タラハ三人デ公告シテ届ルカラ無形人ト看ルゾヨ

(松岡委員) 其レ丈ケノコトデ無形人ト看ルゾヨ其レナラ社名チ  
付ケテシツトシテ届レハ無形人ト看ルゾヨ

(西委員) 餘リ嚴酷ニ見ルカラデシヨウ登記シタラハ之チ無形人  
トスルノ意ガアルモノト見ルソヨ登記ト云フ所爲デ見ヘテ行ク社  
名チ付シタノモ素ヨリソウデス

(清岡委員) 會社カ社名チ付シテ黙ツテ届タトキニハ登記公告チ  
シナカツタトキニハ無形人トナルノ意ガアルト推測スル



(南部委員) 此場合ニ於テ登記公告チスル

(清岡委員) 登記公告チスレハ宜シイガ其レチセスニ慮ツテ届ルトキハ矢張り無形人ト爲ス意ノアルトキハ會社ニ一ノ社名チ付シ登記公告チ爲スコトヲ要ストシナケレハナラヌ當事者ノ意ガ之ヲ無形人ト爲スノ意アルトキハ社名チ付シテ公告スルコトヲ要ストシナケレハナリマセン

(栗塚報告委員) ソウ云フコトデス

(清岡委員) 此文章デハソウハ讀メナイ

(尾崎委員) 「此場合ニ於テ」ト云フ處デ分ルダロウ無形人トナツタ場合ニハドウスルカト云フト必ス法律ニ定メタル法式ニ從ヒ登記公告スル

(南部委員) 清岡サンノ御説ハ二項ト三項ト側置スレハ良イノデスカ

(松岡委員) 諸君ハ文章チドウ御覽力知ラヌケレトモ會社ニ社名チ付シタ者ハ登記公告チサセル積リダ已ニ登記公告チシタ者ハ無形人ト推定スルト云フ様ニ讀メルト宜シイカソウハ讀メヌ

(栗塚報告委員) 末項ガアル爲メニ初メニハ登記公告チセヨト云フチ終リニ至テハ社名チ付シタバカリテモ無形人ト看做ストアルカラ前ニ要ストアツテ後ニハ入ラヌコトニナルト云フ御論ガアリマシヨウカソウデハナイ

(松岡委員) ソウデス其通り書イテアル無形人ト看做ストアル

(栗塚報告委員) 第一項デス

(西委員) 一項ハ公告ノ仕方ガ學ケテアル新聞ノ廣告デモ宜シイノデス二項ノトハ違ウ

(栗塚報告委員) 之ハ甚ダ悪ルウ御座イマシタ字ガ違ヒマスカラ「契約チ公示シタル」ト御直シ下サイ新聞へ廣告シテモ宜シイノ



デス

(松岡委員) ソウダロウ

(村田委員) 上ノ方ハ宜シイノタ

(栗塚報告委員) ソウデス

(松岡委員) 意ガアルトキハト云フノハ悪ルイ

(栗塚報告委員) 其處ガ原則デス之ハ手續ノ話シテ無形人デ出来

ル無形人トスレハ是レ丈ノコトヲシナケレハ人ニ分ラヌ

(清岡委員) 人ニ分ラズ且無形人トナラヌト云ハナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 契約ハ全意カラ成立ツ

(松岡委員) 二項ト三項ト置キ場ヲ換ヘタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 「無形人ト爲スノ場合ニ於テハ」トシ様

(南部委員) 「此場合ニ於テ」デ良カロウ

(栗塚報告委員) 「民事會社ヲ無形人ト爲ス場合ニ於テハ」ト云

ハナケレハナラヌ

(南部委員) 終リハ話ヲシタノタカラ變ヘストモ宜シイ

(尾崎委員) 之デ宜シイ

(南部委員) 「民事會社ハ當事者ノ意ニ因リ之ヲ無形人ト爲スコ

トヲ得此場合ニ於テハ云々」トスレハ良イ

(栗塚報告委員) 考カラ實ニ移ルノデ色目ヲ使ツテ色ガ出来ナイ

話デ是非手ヲ握ラナケレハナラヌ、肉ト肉ト押付ケナケレハナラ

ヌト云フ話シニナル

(村田委員) ソウデナイ貴君ノ方ガ肉ト肉ト付ケナケレハナラヌ

ト云フノダ南部サンノ説ガ一番良イ様ダ

(栗塚報告委員) 「民事會社ハ當事者ノ意思ニ依リ無形人ト爲ス

コトヲ得」デモ良イ

(松岡委員) 其レガ宜シイ、商法ノ方デ「共算商業組合ノ契約ハ

田林學術叢書



田  
本  
學  
術  
研  
究  
會

會社ニ關スル此法律ノ規定ニ從フコトヲ要セスレトアル、繼令社  
名ヲ付ケテ届ロウトモ會社ノ手續ヲ履シタルトキ登記公告チシナ  
ケレハ無形人ト云フ權利モ義務モ持タヌ其レヲ説クニハ此處ヘコ  
ウ書イテ置クト商法デ云フ共算商業組合ト歐若スル、其レダカラ  
刪ル

(栗塚報告委員) 會社デモ義務ヲ負ヒ一個人デモ義務ヲ負フ場合  
ガ出ルデス

(松岡委員) 其トキ公告チセヌ者ヲ無形人ト看做スト云フノハ餘  
計ナ話ダ

(村田委員) 刪テ宜シイ

(南都委員) 當事者ノ意ニ依ルガ良イ

(松岡委員) 「當事者ノ意ニ因リ」デ宜シイ

(栗塚報告委員) 其レデ末項ヲ刪ルカ

民取十一ノ一四〇

(村田委員) 「一ノ社名」ト云フノヲ刪ロウ

(栗塚報告委員) 刪ツテモ宜シイ

(尾崎委員) 刪ロウ

本條ハ左ノ如ク決ス

民事會社ハ當事者ノ意ニ因リ之ヲ無形人ト爲スコトヲ得

此場合ニ於テハ會社ニ社名ヲ付シ且其契約ハ商事會社ノ公示

ノ爲メ法律ノ定メタル方式ニ從ヒ之ヲ登記公告スルコトヲ要

ス

末項刪除ス

于時午後零時五分休憩

午後第一時間讀

(尾崎委員) ヤリマシヨウ

第七百六十七條朗讀ス

日本學術振興會



第七百六十七條 合意ノ一般ノ規則ハ會社ニ之ヲ適用シ殊ニ  
當事者ノ承諾並ニ能力、目的、原由及ヒ證據ニ關スルモノ  
ハ會社ニ之ヲ適用ス（第千八百三十三條第一項、第千八百  
三十四條）

商事會社ニ特別ナル規則ハ商法又ハ特別法ニ之ヲ定ム（第  
千八百七十三條）

（村田委員） 「會社ノ契約ニ之ヲ適用ス」ト云フ字ハアリマセン  
カ

（栗塚報告委員） アリマセンガ有ル方ガ分リ良イ様デス

（南部委員） 「會社ニ之ヲ適用ス」デモ分ル

（村田委員） 會社ニ何ニ適用スルカ分ラヌ

（南部委員） 會社ノ合意ニ之ヲ適用スル

（清岡委員） 末項ハ側ロウ、餘計ナ話シダ

（南部委員） 之ガ無イト大變デス

（清岡委員） ソンナラ罪ヲ定ノルトキハ「刑法ニ定ノル」ト一々  
云ハナケレハナラヌ

（南部委員） ソウ一々云フモノデナイ

（清岡委員） コンナコトヲ云ヒ出シテハ實際ガナイ

（栗塚報告委員） 之ハ登記ノ方ニモアリマスカラ宜シイテハアリ  
マセンカ

（清岡委員） 商法ガ後ニ出ルトキハ之ガナイト分ラヌガ日本デハ  
商法ガ却テ先キヘ出ル位ダカラ入ラヌ

（南部委員） 原則ハ民法ニ因ルト旨意ガ裏ニ在ル

（尾崎委員） 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百六十八條朗讀ス



第七百六十八條 目的ノ商事タラサル會社ハ商法ニ從ヒ資本  
ヲ株式ニ分チ且之ヨリ生スル有限責任ヲ以テ合資又ハ無名  
ノ會社ノ組織ヲ受クルコトヲ得但之カ爲ノ民事會社タルコ  
トヲ妨クス（千八百十年四月二十一日ノ嶺山ニ關スル佛法  
律第八條第四項及ヒ第三十二條）

（果報報告委員） 之ハ商法ノ百五十五條ト全ク反對セス之ハ餘程  
大問題デモアロウト思ヒマス報告委員ノ多數ハ之ガ當リ前デアル  
ト云フ商事ト民事ノ會社ノ區別ハ商法ヲモ出來テ居ルガ目的ニ依  
テ商事民事ノ區別ヲ立ルガ本統デアル何モ資本ヲ株式ニ分ツテモ  
商事會社トナルモノデナイ、民事會社ナラ何處迄モ民事會社資本  
ヲ分ツテモ商事會社ト云フコトハナイト云フノカ多數デ御座イマ  
ス商法デ云フノハ民事會社デモ資本ヲ分ケレハ商事會社ソヨト云  
フチアリマスカラ孰レカーツニ決シナケレハナリマセン

民取十一ノ一四二

（南都委員） 私モ之ハ商法カ良イト思フ性質カラ云フト幾ラ株式  
タルコトヲ分ツテモ民事タルコトヲ失ハナイ併シナカラ株式ニ分  
ツト株式ガ段々流通シテ行ク流通シテ行ク處ノ點ヲ以テ見ルト商  
事ノ性質デアロウト思フ即チ茲ニモ商法ニ從ヒ資本ヲ株式ニ分ツ  
ト迄起業者ガ喜イテ居ル資本ヲ分テハ商事會社ト見テ置クハ良カ  
ロウト思フ

（果報報告委員） 詰リ裁判上ノ話シダ

（尾崎委員） 商事ニ非サル會社ト云フノハ

（果報報告委員） 嶺山ヲ開クトカ云フノデス

（尾崎委員） 建築チスルトカ云フノタカ株式ヲ分ツト株式ハ賣買  
モスルシ利益ガアレハ配當モモスルカラ株式ニ分ツモノハ商法ダ  
ロウ

（果報報告委員） 會社ノ目的カラ商事ト民事ト區別ヲ立テタ以上



ハソウハ申セマセン

(南部委員) 獨乙モ其通り英吉利モ其通りダス

(尾崎委員) 株式ニ分ツタ以上ハ商事トナリソウナモノダ

(村田委員) 商事ノ方ニ近イ様ダ

(栗塚報告委員) 民事會社ト雖トモ株式ニ分タトキハ商事會社ト看做スト商法ノ起案者モ云フテ居リマスカラ

(南部委員) 佛國ダモ商事會社トスル傾キカアルト起案者ガ云フテ居リマス民事會社ダモ商法ヲ適用シテ行クト云フカラ寧ロ商事會社ト見テ置イタ方ガ宜シイ

(清岡委員) 起案者ニ關ツテ實ウガ良イ

(栗塚報告委員) 起案者ハ關リマセン唯但書ヲ關リサヘスレハ良イノテス

(清岡委員) 但テ關ルト上ノ掛リ方ガ違ツテ來ル

(栗塚報告委員) 「商事タラサル會社ト雖トモ」トスレハ宜シイ

(南部委員) 其方ガ良イ

(松岡委員) 「目的ノ商事タラサル會社ト雖トモ資本ヲ株式ニ分チ且之ヨリ生スル何々ヲ組織スルトキハ商法ノ規定ニ從フ」トハ云ヘヌカ

(清岡委員) 其レガ良イ

(栗塚報告委員) 「受クルコトヲ得」トシテ「但商法ノ規定ニ從フ」ト云テモ宜シイ

(松岡委員) 合資ノ會社ニ株式ハオカシイ

(南部委員) 「會社ト雖トモ資本ヲ株式ニ分ツコトヲ得但此場合ニ於テハ商法ノ規定ニ從フ

(清岡委員) 之ハ民法ノ上カラ立ル辭タカラ「色モ」ハ良クナイ

(栗塚報告委員) 但丈ケテ御關リニナレハ宜カロウト思ヒマス



(南部委員) 合資又ハ無名ノ會社ノ組織ト云フノハ分ラヌコトダ  
(松岡委員) 佛蘭西ニハ差金會社ト云フノカアル株式ヲ無限責任  
ト云フノハ責任ノ人ガ出來テ差金會社ヲ持テユル今ノ商法ニハ其  
レカ一切無イ

(尾崎委員) 此旨意ヲハ差金會社モ出來ルソヨト云フコトニナル  
(村田委員) 此處ハ有限無限ハ入ラヌコトダ

(南部委員) 「資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ニ從フテ」宜シイ  
(栗塚報告委員) 原文ヲハ其目的ノ商事ヲナイ會社ガ出來ル民事

會社ヲ止ノルコトナシニ合資又ハ無名ノ會社ヲ受取ルコトガ出來  
ル資本ヲ株式ニ分ツコトト其レガ爲メニ生スル處ノ有限責任ヲト  
此ニツチ以テ但商法ニ從フト審テアルノダヌ

(松岡委員) 此合資ハ商法ヲ云フ合資トハ考ガ違ツテ居ルダロウ  
(西委員) 「目的ノ商事ヲラサル會社ト雖トモ」トシ度イ

(清岡委員) 「資本ヲ株式ニ分ツトキハ目的ハ商事ヲラサル會社  
ト雖トモ商法ノ規定ニ從フ」トスレハ良イ

(村田委員) 同シコトダ  
(南部委員) 資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ規定ニ從フテ宜シイ

(松岡委員) 「會社ハ其目的ノ商事ヲラサルトキト雖トモ資本ヲ株  
式ニ分ツトキハ」トスルガ良イ

(栗塚報告委員) 「會社ハ其目的ノ民事タルトキト雖トモ」トスレ  
ハ良イ

(村田委員) 其處ハ矢張り商事ヲラサルト云ハナケレハナラヌ  
(松岡委員) 「民事タルトキト雖トモ」ヲナケレハ良クナイ

(栗塚報告委員) 會社ハ其目的ノ商事ヲラサルモ資本ヲ株式ニ分ツ  
トキハ商法ノ規定ニ從フ

(尾崎委員) 其レカ良カロウ



(南部委員) 之ヲ宣シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

會社ハ其目的商事タラサルモ資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ  
規定ニ從フ

(栗塚報告委員) 其レカラ七百二十五條ノ留保ノ分ヲ御ヤリ下サ  
イ之ハ起業者カ改ノマシタ

第七百廿五條第三項朗讀ス

買主ハ同一ノ場合ニ於テ鑑定人ノ評價シタル物ノ現時ノ價額  
ト債權者カ第七百二十七條ニ從ヒ賣主ノ權利ニテ己レニ返還

スヘキ金額トノ差額ニ違スルマテ債權者ニ對シテ自己ノ負擔  
スルモノヲ辨濟シテ亦其債權者ノ訴ヲ止ムルコトヲ得

(栗塚報告委員) 「自己ノ」ハ翻譯ヲ誤リマス其レカラ報告委員  
デ修正シテ「現時ノ價額ト第七百廿七條ニ從ヒ賣主ヨリ己レニ返

還スヘキ金額トノ差額ニ違スル迄賣主ノ債務ヲ辨濟シテ債權者ノ  
訴ヲ止ムルコトヲ得」ト修正致シマス

(松岡委員) 丙ガ來ツテ買戻ヲ爲サントスルトキ丁カ云フニ此差  
額ノ三百圓ヲ改ニ與ヘルソヨト云フノダ

(栗塚報告委員) ソウダス御前ハ一體買戻權ガアルノダハナイ金  
ガ欲シイノタカラ我ガ御前ニ金ヲヤルト云フコトガ云ヘルト云フ  
ノダス

(松岡委員) 買戻付キテ賣テ居ル人ガ親ニ向イテ我ノ權利ニ代ハ  
ツテ買戻セト云フコトヲ之デヤリハセヌカ

(栗塚報告委員) 其レハ違イマス  
(松岡委員) 七百二十六條ノ二項ヘ行クカ

(栗塚報告委員) ソウダス  
(松岡委員) 此條ハ上デ買戻ノ機能ヲ行フ次ノ條ハ所有權ヲ移ス



ノカ

（清岡委員） 鑑定人ノ評價ト云フノハ代假チ原價デ返ヘストキデ  
ナイ場合カ

（松岡委員） 其場合ダ私カ貴君ニ地面チ賣テアル、買戻シタカラ  
安ク賣テアル

（清岡委員） ソウハカリハ云ヘヌ私カ高ク買テアルニ貴君ノ買戻  
ノ時分ニ安クナツタトキハ

（松岡委員） 其時分ハ直クニ戻ス

（果探報告委員） 賣主ト買主ノ間デハナイノデス賣主ト云フト清  
岡サンノ御説ノ據ニナリマスガソウデナイ清岡サンカラ私カ地面  
チ買ヒ何時デモ金チ持テ來レハ上ケルト云フ約束デ五百圓デ宅地  
チ買タ、ソウスルト清岡サンガ來タノデハナク清岡サンノ債權者  
ナル尾崎サンガ入ツテ清岡サンニ賣ガアルカラ御出ナサレタノダ

民取十一ノ一四六

カラ金サヘ拂ヘハ宜シイ清岡サンカ來タトキハ是非地面チ上ケナ  
ケレハナラヌ其時私ハ、ドウスルカト云フト屋敷地面百坪今日五  
百圓ヨリ低ケレハ差引イテ貴君ハ一文モ取レナイカラ債權者ガ來  
ヨウ管ハナイ大變良クナツタ千圓ニ買ツタトキハ清岡サンモ金ガ  
ナイ、貴君ハ買戻テ賣レハ得ニナリマシヨ、貴君ハ詰リ金ガ欲シ  
イノタカラ鑑定人ニ付ケテ買ヒマシヨウ、清岡サンガ仰シヤツタ  
カラ五百圓デ上ケルケレトモ貴君ハ金サヘ上ケレハ宜シイノタカ  
ラ鑑定人ニ作ラセマシヨウト云テ作ラセテ千圓トナル、元々五百  
圓ハ引クコトガ出來ルカラ千圓ト云フ額ト清岡サンカラ私ニ返ツ  
テ來ル五百圓チ差引イテ見ルト五百圓チ尾崎サンニ上ケテ貴君訴  
ヘルコトハ出來ナイト云フコトニナリマス、清岡サンカラ御出ニ  
ナレハ私ハ其レハ出來マセン

（清岡委員） 分ルダロウ



本條第三項ハ左ノ如ク決ス

買主ハ同一ノ場合ニ於テ鑑定人ノ評價シタル物ノ現時ノ價額ト第七百廿七條ニ從ヒ賣主ヨリ己レニ返還スヘキ金額トノ差額ニ違スルマデ賣主ノ債務ヲ辨濟シテ債權者ノ訴ヲ止ムルコトヲ得

于時午後第二時閉會

民法草案取得權廢止條記第五十七回

自第七百六十九條至第七百八十三條



自第七百六十九條至第七百八十三條

明治廿一年五月廿一日午前第八時四十分開議  
(尾崎委員) ヤリマシヨウ

第七百六十九條附議ス

第二節 社員ノ權利及ヒ義務

第七百六十九條 會社ハ契約ノ日ヨリ始マル但明示又ハ默示ニテ他ノ期限又ハ條件ニ服シタルトキハ此限ニ在ラス(第一千八百四十三條)

各社員ハ前同一ノ日ニ於テ及ヒ前同一ノ留保ヲ以テ其約束シタル出資ノ差出チ實行スルコトヲ要ス若シ之ヲ爲サ、ルトキハ其社員ハ當然果實竝ニ利息及ヒ金額ニ對スルトキト雖モ遲延ノ爲ノ損害アルトキハ其賠償ヲ負擔ス(第一千八百四十五條第一項、第一千八百四十六條)



田  
林  
學  
術  
報  
告  
會

修正案 左ノ如ク修正ス

會社ハ契約ノ日ヨリ始マル但明示又ハ默示ニテ他ノ期限ヲ定メ又ハ條件ヲ付シタルトキハ此限ニ在ラス

各社員ハ會社ノ始マル時ニ於テ其約束シタル出資ノ差出チ實行スルコトヲ要ス若シ之ヲ爲サ、ルトキハ其社員ハ當然果實及ヒ利息ヲ負擔ス且遲延ノ爲メ損害アルトキハ出資ノ金員ナルトキト雖トモ其賠償ヲ負擔ス

(果實報告委員) 之ハ修正ガ御座イマス

(南部委員) 「商法ニハ出資ヲ差入ル、」トアル、之ハ「出資ヲ實行スル」トアル

(村田委員) 商法ハ登記ヲシタトキカラ始マリマシヨウ

(本尾報告委員) 第三者へ對シテハ登記ヲシテカラダナケレハ始マリマセン

民取十一ノ一四八

(村田委員) ソウスルト此處ハドウデス

(本尾報告委員) 之ハ社員間テ御座イマスカラ幾分力違ヒガアロウカト思ヒマス

(果實報告委員) 第三者ニ對スル様ナ公告ガナケレハ會社ハ無形人デモ何デモ無シ一人一人ト同シデス

(南部委員) 九十四條ニ比照スルト除名セラル、モノト云フコトハ民法ニナイ、其レカラ負擔シタル出資ヲ差入レタルトキハト云フノハ九十四條ニ在ル、唯商事ハ百分ノ七ト利息力定マツテ居ル去レハ商事會社ハ特別ノ利息トスレハ宜シイ、民法ハ總テ損害賠償ダカラ格別ノ差ヒハナイ、唯除名スルト云フコトガナイハカリダ

(本尾報告委員) 其處丈ケノ違ヒデス

(南部委員) 之ハ除名スレハ會社ガ解散スルダロウ



(果報報告委員) 會社カ成立ツ前ト思フ、五人カ六人多クテ十人位ノ人ヲ初ノハ一個人ト看做シテ居ルカラ

(南都委員) 商法ノ方ハソウダナイ、其處ガ違ウ

(果報報告委員) 民事ノハ各個人カ義務ヲ負擔シテ居ルト云フノガ正則ニナツテ居ル「民事會社ハ當事者ノ意思ニ依リ無形人ト爲スコトヲ得」ト云テアルカラ平生ハ無形人デナイ

(南都委員) 其處カ違フ

(清岡委員) 七百六十六條ヲ修正シタ處カラ見ルト此處ノ精神カ少し違ヒハセヌカト思フ

(果報報告委員) 違ヒハシマスマイ、資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ起定ニ從フテ商法通りニシテ仕舞ツタノデスカラ

(清岡委員) 契約ノ日ヨリ始マルト云フ處カ此處デハ素ヨリ民事商事ノ別ナク云フテアル様ダガ、初ノノ處デ考ヘテ見レハ民事商

事ノ披キ書ヲ以テ公告スルト云フ處カラ見テモ餘程違ツテ居ル

(果報報告委員) 矢張り公告スルノハ同シコトデス商法ノ十九條デス

(清岡委員) 末項ヲ刪ツタガ、此處デモドウシテモ但デモ加ヘテ商事會社ノ組織デアルトキハ商事ノ方ニ依ラナケレハナラヌト云フコトヲ知ラセンデハ困ル

(果報報告委員) 其レハソウナツテ居ルノデス、資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ起定ニ從フデスカラ六十六條ハ意味ハ一ツモ改マリハシマセン唯無形人ト爲スト云フノチ無形人ト爲スコトヲ得ト云ツタ文ケデス

(清岡委員) 處カ起案者ノ旨意ト修正ト違フト思フ

(果報報告委員) 六十六條ハ改メハシマセン唯詳々シイカラ刪ツタノデス



日本學術振興會

(尾崎委員) 出賣ヲ爲サヌ折モ除名スマイガ此書方デハ除名セヌ  
様ニナル

(栗塚報告委員) 除名ト云フノハ一ツ出来テカラノコトデスカラ  
會社ガ初ノニ成立チマスマイ

(清岡委員) 愈良クレハデスケレトモ私ニハ少シ分ラヌ、六十六  
條ノ旨意ガ起案者ノ旨意ト修正ト少シ違ウト思フ

(栗塚報告委員) 六十八條ハ旨意ガ少シ違ヒマス

(南部委員) 民事ノ會社ト商事ノ會社ト其レ丈ケ違ウカト云フコ  
トヲ構究シナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 貴君ト私ト結婚シテ一人ガ居ナクナツテモ結婚  
ガ解ル、結婚ガ自然ニ止ムノト同シコトデス、其レニ基イテ居ル  
ノデス金ガ集ツテ居ル會社ナレハ金ノフル限リタカラ人ニハ一向  
分ラヌ

民取十一ノ一五〇

(村田委員) 此條ハ良イト思フ

(栗塚報告委員) 此處デ商法ト抵觸ハ起案者ニ開カナケレハナラ  
ヌ、ソウシタコトナラハ何條ニ當ルト云フコトハ上デ分リソウナ  
モノダ

(南部委員) 之デヤツテ宜シウ御座イマシヨウ、之ハ抵觸シテ居  
ルト思フ、商法デハ出賣ノ差出シチセヌトキハ除名スルト云フ、  
此方ハ除名ノ條ハナイ、民法ト商法ト抵觸シテ居ルニハ相違ナイ  
ガ抵觸シテモ民事ハ之デ宜シイト云フナレハ殊別デス

(栗塚報告委員) 私モ抵觸ガ無イトハ申シマセンカ其レチ一々正  
シテ行キマスカ

(清岡委員) 商事會社ト民事會社ノ區別チ七百六十八條ト六十六  
條ト切り分ケテ置クト

(栗塚報告委員) 六十六條ハ變リハアリマセン彼ノ前デス

日本學術振興會



（清岡委員） 其前ナレハ會社ノ社名ヲ付シ杯ト云フ項ヲ刪ル譯モ  
ナイ

（栗塚報告委員） 之ヲ刪ツタハ不要タカラデス

（清岡委員） 不要ハカリデハナイ、意思カ無形人ニアルトキハ無

形人ニナルト云フノハ起業者カ隨意デ民事ノ會社ダカラト云フ理

窟デス

（栗塚報告委員） 民事會社ハ佛蘭西ノ法律デハ總テ無形人デナイ

ト云フテ居ル其理窟ハ私カ無形人トスレハ第三者ニ害ヲ及ホスカ

ラ商事會社ト同シ制定デ世間ニ知ラセテ置カナケレハナラヌノデ

御座リマスカラ尾崎サンノ御懸念モ無形人トシテアツタ以上ハ一

人カ退社スレハ會社カ消滅スルカシナイカ

（清岡委員） 六十六條デ商法ニ從フト云フト本條デモ契約ノ日ヨ

リ始マルト云フノハ取除ケデモナケレハドウカト思フ

（栗塚報告委員） 之ハ資本ヲ株式ニ分ツタ會社丈ケノコトデス

（清岡委員） 處ガ起業者ハ其權リデ審イタノデナイ、總テ會社ハ

契約ノ日ヨリ始マルト云フノハ民事會社ノハ株式ニ分トウガ、分

ツマイガ此通りヤツタノタロウ、併シ株式ニ分ツトキハ商法ニ從

フト云フト

（南部委員） 社員間ノ權利義務ヲ起定シタモノデスカラ第三者ニ

對スルコトガ重モニナツテ居ル

（清岡委員） 社員ノ權利義務ト云フ上デハ云ヘルケレトモ契約ノ

日ヨリ始マルト云フコトハ大体ノコトヲ云フタ條ダロウト思フ、

解釋ノ仕方デ見ルト契約ノ日カラ始マルト云フケレトモ株式ニ分

テハ商法ニ從フト云フナレハ差支カナイカ起業者ト違フ

（栗塚報告委員） 起業者ノ旨意ニハ背キマス併シ會社ガ契約ノ日

カラ始マルノハ株式ニ分ツタ會社デモ分タヌ會社デモ契約シタ日



カラ成立ツ、併シ別段ノ期限デモ定メテアレハ此限デナイト云フ  
テ御座イマス

(清岡委員) 處カ商法ニハ契約ノ日カラ始マルト云フコトハナイ  
登記ノトキカラ始マル、故ニ明亮ニスルナレハ「商法ノ起定ニ從  
フトキ」トカ云フ字ヲ加ヘレハ完全ニナリヤセヌカト思フ

(栗塚報告委員) ソレハ七百六十六條ニ民事會社カ當事者ノ意デ  
無形人トスルコトカ出來ル、無形人トスレハ登記公告チスルト云  
フテアリマスカラ假令社員間デ契約ノ日カラ始マツテモ無形人ノ  
トキハ登記公告ノ日カラ始マラナケレハナラヌ、商法ニ云フタ會  
社ノトキハ商法ノ通り登記公告チシナケレハナラヌ

(清岡委員) ソウナツテ來ルト契約ノ日ヨリ始マルト云フハ惡ル  
イ

(栗塚報告委員) 其スレハ同シコトダス、無形人トナツタトキハ

登記公告チシロト云フノデアリマスカラ

(清岡委員) 之ハ民事會社ハカリチ云フタモノト今日ハ解釋シナ  
ケレハナラヌガ元トハソウデナイ

(南部委員) 元トハ民事會社ハカリダス六十六條ニ在リマス

(清岡委員) 意思ニ依テ無形人ト爲スト云フコトニナツテ來ルカ  
ラ無形人ト爲スニハ

(南部委員) ソンナラ元トノ通り意思カ無形人ト爲ストキハ無形  
人トスルトシテモ民事會社ノ方式ニ從テ披キ書チ以テ公布シナケ  
レハ登記公告ノ日カラ始マラヌト云フコトニナルカラ元トノ通り  
デモ抵觸シテ層ルト見ナケレハナラヌ

(清岡委員) 登記公告チ爲サントシテモ之カ生スル丈ケノコトデ  
若シシナクツテモ契約ノ日カラ始マル

(栗塚報告委員) 無形人トナルト栗塚ト云フ名テ無ク捕鯨會社ト



云フ名ヲ取引チスルカラ世間ニ知レテ居ラナケレハナラヌカラ登  
記公告チシナケレハナラヌト云フノテ御座リマス

(清岡委員) 以前ノ通りナレハ無形人ト爲ストキハ續令登記公告  
ガ無クテモ無形人ト爲シテ取扱ツテ裁判カ出來ル

(栗塚報告委員) 併シ第三者ニ對シテハ登記公告力無クテハ始マ  
リマセン、無形人トシタ以上ハ登記公告力無ケレハ第三者ニ對シ

タイケナイト云フノテ御座リマス

(清岡委員) 第三者ニ對シタイケナイト云フノカ見ヘルカネ

(栗塚報告委員) 其レハ六十一條ヲ分リマス

(南部委員) 商法ト抵觸シテ居リマス所ハ單リ此條ノミナラズ起  
業者ヘモ意味ヲ聞キマシテ此方カラ商法ノ意味ヲ以テ簡様ナ旨意  
ニシテハドウカト充分ニ「ボアソナード」ノ理由ヲ盡サセテ報告  
委員ヲ調ヘテ出シタラ宜シウ御座リマシヨウ

民取十一ノ一五三

(委員長) 之ハ抵觸シタト云ヘハ抵觸スルガ抵觸セヌト思フ

(栗塚報告委員) 此處ハカリテハ御座イマセン全体ノコトマス

(委員長) 其レカ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ第一項商法ト抵觸ノ虞ハ起業者ノ  
質問ノ上報告委員ニテ調査スルコトトス

第七百七十條明讀ス

第七百七十條 社員カ會社ニ對シ自己ノ藝術又ハ勢力ヲ約束  
シテ之ヲ會社ニ供スルコトチ欠キタルトキハ其社員ハ他ノ  
社員ノ撰擇ニ隨ヒ會社ニ對シ或ハ其義務ノ履行チ欠キタル  
當時ヨリ會社ノ受ケタル損害ノ賠償或ハ其時間又ハ藝術チ  
會社外ニ用ヒテ得タル利益ノ交付チ負擔ス(第千八百四十

七條)

修正案 「社員」ノ下「約束」迄チ左ノ如ク改ム



社員ニシテ會社ニ對シ自己ノ職務又ハ勞力ヲ約束シタル者カ

(栗塚報告委員) 「社員ニシテ會社ニ對シ自己ノ職務又ハ勞力ヲ

約束シタルモノナルカ」ト修正致シマス

(村田委員) 「ニシテ」ハ嫌厭ダ

(南部委員) 勞力ト職務ト違ヒマスカ

(栗塚報告委員) 違フデス

(南部委員) 先キヘ行クト同シニナル

(村田委員) 違フテ宜シイ、職務ハ知照ニ係ツタコトテ、勞力ハ

働イテ仕事ヲシテ行クノダ

(栗塚報告委員) 知照ニ勞力ヲ假シタノハ勞力トハ申シマセンカ

(村田委員) 日本デハ勞力トハ云ヘマイ

(栗塚報告委員) 向フノハ入リマス

(村田委員) 日本デ勞力ト云フト知照ヲ假シタノハ入ラヌ

(南部委員) ソウスルト先キノ勞力ト云フコトハ無クナツテ仕舞

フ

(村田委員) 其レハ略シタノタマカラ加ヘレハ宜シイ

(委員長) 修正ガ宜シイ様デス

(村田委員) 先キノ方ニモ使職バカリデ略シテアルカ勞力モアル

ノダロウ

(栗塚報告委員) 無論入リマス

(村田委員) 其レナラ前ノ勞力ト云フ字チ圖ツタ方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 使職トハカリデハ勞力ハ入ラヌト見ヘマスカ

(村田委員) ソンナラ前デ勞力ヲ入レナケレハ宜イ

(南部委員) 先キノ職務トアル處ハ勞力ハ入ラヌト見マスカ

(村田委員) ソウデス、ソンナラ前デ職務又ハ勞力ト云ハヌンデ

宜シイ



(栗塚報告委員) 原文デハ字カ違ツテ居リマスガ意味ハ同シコト  
デス

(村田委員) 「スキル」ノ方ニハ勞力ハ入りマセン

(南部委員) ソウスレハ勞力ノトキハ負擔スルニ及ハヌ

(村田委員) 云フテナイカラ負擔スルニ及ハヌ

(南部委員) ソウ拘泥シテハ困ル

(村田委員) 拘泥デナイ初ノニ藝術又ハ勞力トアルカラ

(栗塚報告委員) 御加ヘニナルノハ至極宜シイ初ノニ例カアリマ  
スカラ

(南部委員) 入ツテ居ラヌト云フノハ酷イ

(村田委員) 入ツテ居ラヌト云ハレテモ仕方ガナイ

(尾崎委員) 勞力ト藝術ハ兼テ云テ先キデ省イテ居ルカラ之デ宜  
シイ

(委員長) コウ云フ文例ニテ前ニ書イテ後チハ省イテ一ツニ含マ

セサルト云フノナレハ其文例デ一切先キセ一方チ書イテ一方チ略

セハ宜シイカ時トシテハ兩方チ書キ又時トシテハ一ツ外書カヌト

云フノハ困ル是レ等モ多數ノ人ニ分ラヌト云フコトニナリ公衆ニ

問ヘハ書イテナイ方ハ入ツテ居ナイト云フニ違ヒナイカラ

(尾崎委員) コウ云フコトハ先進テモアツテ入レタコトガアリマ

(委員長) 入レタコトモアリ入レヌコトモアルト云フノハ困ル前

ニ掲ケタラ引戻シテ一ト言文ケ舉ケルカ或ハ兩方舉ケルカ一定ニ

セヌト良クナイ

(南部委員) 時間ト云フノハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 醫者ノ如キハ脈ヲ診ル文ケデ脈ヲ診ナカツタ、  
ソウシテ他ヘ往ツテ居タ爲ノニ時間カ何時間ト云フ様ナコトデ



(西委員) 却テ時間ハ勞力ハカリノ様ニ見ヘマスネ

(尾崎委員) ドウモソウ見ヘマス

(栗塚報告委員) 或ハ其時間即チ藝術ト云フモ同シコトデス

(西委員) 藝術ハ藝術ノ方ニ傾ガアルカラ

(栗塚報告委員) 藝術チ側ツテ勞力ハカリニナスツテハ如何テス  
勞力ノ賃賃ト云フ處ニモ勞力丈ケデスカラ

(尾崎委員) 勞力ダ藝術モ觀テ居ルト見レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 生命保險會社ニ居ル醫者カナツテ私ハ金ハナイ  
ガ診察チスル、其レハ勞力トモ云ヘマシヨウ

(南部委員) 勞力トシテハドウデス

(尾崎委員) 時間ハ測リマスカ

(南部委員) 「時間又ハ勞力」トシタ方カ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 「其時間」チ測ツタ方カ宜シイ

民取十一ノ一五六

(南部委員) 義務チ缺イタル時間ダ御座イマスカラアツタ方カ宜  
シウ御座イマシヨウ

(委員長) ソウデハアルマイ

(栗塚報告委員) 會社ニ供スル爲ノデアルニ旅行チシテ御醫者サ  
ンカ來ナイ時間デス

(委員長) 其時間ハ損害賠償ノ内ニ入りハセヌカ、損害賠償外ニ  
時間カアリ様ハナイ

(南部委員) 會社ノ損害チ償フカ或ハ自分ノ得タ利益チ寄越スカ  
ト云フノデス

(委員長) 他ノ違ナラ損害賠償ニナルカ、得タ利益ニナルカ孰レ  
カデ、其外ニ時間ノアリ様ハナイ

(尾崎委員) 時間チ云ハレテ勞力ハカリニシテ時間チ測ツタラ宜  
カロウト思フ



(南都委員) 併シ實際時間ヲ勘定シテモ宜シイト云フノデ御座イ  
マスカラ

(果報報告委員) 時間ヲ他デ使ウト云フノハ即チ他デ働イタト云  
フノデ御座イマスカ

(尾崎委員) 其利益ハ會社ヘ入レルカラ無クテモ宜シイ

(南都委員) 前ノ義務ヲ備リマシヨウ

(果報報告委員) 損害ノ賠償成ハ其勢力ヲ會社外ニ用ヒテ得タル  
利益ヲ宜シウ御座イマス

(委員長) 其レヲ宜シイ

(清岡委員) 時間ヲ負擔スルト云フノデハアリマセンカ

(果報報告委員) ソウデハアリマセン

(南都委員) 時間ヲ負擔スルト云フノハ分ラヌ

(果報報告委員) 時間ヲ會社外ニ用ヒテ得タル利益ト云フノデ御

民取十一ノ一五七

座イマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條左ノ如ク決ス

社員ニシテ會社ニ對シ自己ノ勢力ヲ約束シタル者力之ヲ會社  
ニ供スルコトヲ欠キタルトキハ其社員ハ他ノ社員ノ撰擧ニ關  
ヒ會社ニ對シ其義務ノ履行ヲ欠キタル當時ヨリ會社ノ受ケタ  
ル損害ノ賠償成ハ其勢力ヲ會社外ニ用ヒテ得タル利益ノ交付  
ヲ負擔ス

第七百七十一條朗讀ス

第七百七十一條 動産ト不動産トヲ問ハス特定物ノ所有權ヲ  
會社ニ出賣ト爲スコトヲ述ヘタル社員ハ會社ニ對シ賣主ニ  
對シ物ノ追奪面積又ハ數量ノ不足及ヒ隠レタル瑕疵ノ擔保  
人タリ(第千八百四十五條第二項)



若シ社員カ物ノ收益ノミチ會社ニ約シタルトキハ貸貸人ニ等シク擔保ノ責ニ任ヌ

修正案 「賣主ニ對シ」チ「賣主ノ如ク」ト改メ「貸貸人ニ等シク」チ「貸貸人ノ如ク」ト改ム

（票據報告委員） 「賣主ノ如ク」貸貸人ノ如ク」トヤリマシタ

（尾崎委員） 成程其レカ宜シイ

（村田委員） 「賣主ニ於ケル如ク」ト云フ様ニ書イテアル

（南部委員） 賣主ニ於ケル如クト云フト、何カラ何々ニ於ケル云ハナケレハ分ラヌ

（委員長） 先キへ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百七十二條朗讀ス

第七百七十二條 若シ結社契約チ以テ社員中ニテ一名又ハ數

名ノ管理人即チ業務擔當者ヲ指定シタルトキハ其各自ハ己レニ付與セラレタル委任ノ權限ヲ限ニサルコトヲ要ス（第一千八百五十六條第一項）

權限ノ定マラサル管理人即チ業務擔當者ハ共同ニテ又ハ各別ニテ管理ノ通常ノ所爲ヲ爲スニ止マル（第一千八百五十七條）

又管理人即チ業務擔當者ハ會社ノ目的中ニ存スル最大重要ノ所爲ヲ共同ノミニシテ爲スコトヲ得異議アル場合ニ於テハ爭ハレタル所爲ヲ中止スルコトヲ要シ其所爲ハ會合シタル社員議決權ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス（第一千八百五十八條）

修正按 第二項「即チ業務擔當者」ノ七字ヲ刪ル

第三項「共同ノミニシテ」チ「共同ニテノミ」ト改メ「得」ノ下但ノ一字ヲ加ヘ「多數」チ「過半数」ト改メ



（栗塚報告委員） 前ニ「管理人即チ業務擔當人」トヤリマシタカラ是處モ「即チ業務擔當人」ト制リマシタ

（村田委員） 業務擔當者カ良カロウト思フ商法デモソウナツテ居ルカラ

（栗塚報告委員） 初ノニハ云ハナケレハナラヌデシヨウ

（村田委員） 初ノモ「一名又ハ數名ニ於ケル擔當者」デ宜シイ

（南部委員） 初ノチ制ルノハ良クナイ

（村田委員） 商法ニハ「業務擔當者」トナツテ居ル

（南部委員） 商法ト一所ニスルニハ及ハヌ

（栗塚報告委員） 一ツハ御置キニナツタ方カ良イ

（尾崎委員） 三項ハ

（栗塚報告委員） 三項ハ「又管理人ハ會社ノ目的中ニ存スル最大

重要ノ所爲チ共同ニテノミ爲スコトヲ得但異議アル場合ニ於テハ爭ハレタル處<sup>爲</sup>チ中止スルコトヲ要シ其所爲ハ社員ノ多數ヲ以テ之ヲ決<sup>ト</sup>ト致シマシテ「會合シタル」ト「議決權」ハ起業者カ制ツテ來マシタ

（西委員） 過半数デハアリマセンカ

（栗塚報告委員） 無論過半数デ御座イマスガ、比較多數トカ完全多數トカラ審クナレハ過半数デ御座イマスガ、起業者カラ「アブクルチーマグルム」ダト云テ來レハ過半数デ御座イマスガ、未タ問合中デ御座イマスカラ

（村田委員） 七百六十五條ニモ藝術ト云フコトガアル、アレモ勞カトシナケレハナリマセン

（南部委員） ソウデス金圓又ハ勞力ヨリトスレハ宜シイ

（栗塚報告委員） 七百六十五條ハ「金圓又ハ勞力ヨリ成ルコトチ



得」ト致シマス

(村田委員) 會社定款ト云フタカラ此處モ會社契約ヲ宜カロウ

(栗塚報告委員) 其レデモ宜シイ

(委員長) ソウ修正シマシヨウ

(村田委員) 管理人ハ業務擔當者ノ方ガ良イ様ダ商法ナドハ「マ  
ネシア」ハ業務擔當者トナツテ居ル此處モ同シコトダ

(委員長) 之ハ良イデシヨウ「管理人即チ業務擔當者」ト一度書  
イテ其レカラ先キハ管理人ニト書イテモ違ハヌカラ宜シウ御座イ  
マシヨウ

(南部委員) 「カルクード」ガ商法ノ九十一條ヲ引イテ居リマス  
九十一條ハ業務擔當者ノ任アル云々トアツテ此處ハ委任シテナイ處  
ハ民法デハイケヌ積リカ、商法デハ委任シテ無クテモ廢罷ノ權ガ  
アルト云フテ居ル其レガ違ヒマス

(委員長) 其レガ違ウネ

(南部委員) 矢張り民事ト商事ト違ウ所デシヨウ代務人ハ民法ト  
違ツテ居リマスカラ

(委員長) 民事デハ委任ガナケレハ廢罷ノ權カナイ、商事ナレハ  
廢罷ノ權ハ委任カナクテモアル様ニナル

(南部委員) ソウデス

(栗塚報告委員) 之モ起案者ニ關ク箇條ニナツテ居リマス

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「結社契約」ヲ「會社契約」ト改ム

第二項「即チ業務擔當者」ノ七字ヲ刪ル

第三項左ノ如ク改ム

又管理人ハ會社ノ目的中ニ存スル最大重要ノ所爲ヲ共同ニテ



ノミ爲スコトヲ得但異議アル場合ニ於テハ争ハレタル所爲ヲ  
中止スルコトヲ要シ其所爲ハ社員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第七百七十三條朗讀ス

第七百七十三條 若シ結社契約ヲ以テ何レノ社員ニモ管理權  
ヲ與ヘサリシ場合ニ於テ總社員ノ一致ニテ之ヲ定メサルノ  
間ハ社員ノ各自ハ前條ニ定メタル所爲ヲ同條ニ記載シタル  
條件ニ從ヒテ爲スノ權ヲ有ス(第千八百五十九條第一號)

(果報報告委員) 「結社契約」ヲ「會社契約」ト致シマス

(南部委員) 商法ノ八十八條ニ當リマス、之ハ餘リ違テ居リマセ  
ン唯總社員ノ一致ヲ以テ定メサル間ハト云フノカ文面ニ現ハレヌ  
丈ケテ意味ハ同シコトデス

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ「結社契約」ヲ「會社契約」ト改ム

第七百七十四條朗讀ス

第七百七十四條 結社契約ヲ以テ管理人ニ選任セラレタル社  
員ハ正當ノ原由アルトキ又ハ管理人タル社員ノ承諾ヲ併セ  
總社員ノ同意アルトキニアラサレハ其委任ノ期限内ハ其解  
任ヲ爲スコトヲ得ス(第千八百五十六條第二項)

結社契約以後ノ所爲ヲ以テ選任セラレタル者ハ之ヲ選任シ  
タルト同一ノ方法ヲ以テ其承諾ヲ要セスシテ其解任ヲ爲ス  
コトヲ得(同上)

修正按 「管理人タル社員」ノ八字ヲ刪リ承諾ノ上「其」ノ一  
字ヲ加ヘ「委任」ノ上ノ「其」ノ一字及ヒ「解任」ノ上ノ「  
其」ノ字ヲ刪ル

第二項「解任」ノ上ノ「其」ノ字ヲ刪ル

(果報報告委員) 之モ「結社」ハ「會社」ヲ御座イマス之ハ一項



ノ「又ハ管理人タル社員ノ」ヲ刪リマス其他「其」ト云フ字ヲ刪  
リマス

(村田委員) 「會社契約以後ノ所爲ヲ以テ」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 「アクト」デ御座イマスカラ「契約」デ宜シイ

ノデス

(南部委員) 「合意」ト直シタカラ「合意」カ宜シイ

(栗塚報告委員) 合意ヲ以テトシテハ如何デス

(村田委員) 合意カ宜シイ

(委員長) 合意デ宜シイカ

(南部委員) 七百八十四條モ契約トアリマスカラ契約トシマシヨ

ウ

(栗塚報告委員) 契約デ宜シウ御座リマス

(尾崎委員) 合意デ約束シテモ一方ノ承諾ヲ經ナイテ解任シテモ

宜シイカ

(南部委員) ソウデス選任シテアルト同一ノ方法デ宜シイ會社ノ  
規則デ其レヲ改メルト會社ノ規則ヲ改メルコトニナル其レデ本人  
ガ承諾ヲ經ナケレハナラヌ其後ニヤツタノハ會社契約ニ關係無ク  
元ト社員デヤツタラ社員デヤツテ宜シイ

(清岡委員) 結社契約ノ方ガ宜シイ

(南部委員) 商法モ會社契約トアリマス

(栗塚報告委員) 原文ニハ以後ノ契約ヲ以テトアリマス

(委員長) コウ云フ處ハ「解任ヲ爲スコトヲ得ス」ヨリ「ラル、

」ノ方ガ良イ様ダ社員ガ解任スル様ニ見ヘル

(南部委員) 之ヲ解任スルコトヲ得ストシテハ如何デス

(委員長) 其方ガ良イ

(栗塚報告委員) ソウシテ二項ヲ「之ヲ解任スルコトヲ得」ト致



シマス

(委員長) 「社員ハ之ヲ解任スルコトヲ得」ヲ宜シイカネ會社ト云フモノカ屬レハ宜シイカ

(尾崎委員) 其承諾ト云フノハ社員ノ承諾ヲ併セテ總社員ノ同意ガアツタ折ハ之ヲ解任スルコトガ出來ル

(南部委員) 七百七十六條ヲ御覽ナサイ「處分ハ之ヲ定ム」トアリマス

(委員長) 其レハ完全多數ト云フモノカアルカラ宜シイ

(栗塚報告委員) 社員ノ同意アツタ折ハ社員ヲ解任スルコトヲ得テ御應リマス

(南部委員) 七百五十九條ニモアリマス

(委員長) ソウスルカ

(南部委員) 契約以後ノ契約ト云フト最初ノト後ノトドウ云フ

ヲ違ウカ、最初ニハ承諾ガナケレハ出來ナイ、會社カ出來タ以上ハ約東ヲ履ハレルカラ構ハヌト云フノカ

(栗塚報告委員) 會社定款ニ影響ハ來マセンカラ假令會社契約ノ定款カアツテ社員ノ一致ヲナケレハイケナイ、多數ヲハ撰任ガ出來ナイト定マツテ其人ガ死ンデ代ハツタ人カ出テ多數ヲ定メタ、其代ハリニスルノハ多數ヲ宜シイト云フノマス

(南部委員) 過半数ヲ定メレハ過半数ヲ宜シイ

(委員長) 之ヲ食事ニシマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

會社契約ヲ以テ管理人ニ選任セラレタル社員ハ正當ノ理由アルトキ又ハ其承諾ヲ併セ總社員ノ同意アルトキニアラサレハ委任ノ期限内ハ之ヲ解任スルコトヲ得ス

會社契約以後ノ契約ヲ以テ選任セラレタル者ハ之ヲ選任シタ



ルト同一ノ方法ヲ以テ承諾ヲ要セスシテ之ヲ解任スルコトヲ  
得

于時午後零時廿分休憩ス

午後第二時十五分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第七百七十五條朗讀ス

第七百七十五條 社員又ハ社員ニアラサル管理人ヲ選任シタル方法ノ如何ヲ問ハス若シ其中ノ一人又ハ數人ノ死亡、辭任又ハ解任アリテ是等ノ事件ニ因リ會社ノ解散セサルトキハ社員議決權ノ多數ヲ以テ其補闕ヲ爲ス

修正按 「多數」ヲ「過半数」ト改ム

(栗塚報告委員) 「議決權」ハ皆制リマス

(村田委員) 社員ノ管理人ト云フノハ掛リカ懸ルイデハナイカ、

「社員ナルト否トヲ問ス」ト云フ様ニ書クト宜シイ

(栗塚報告委員) 社員又ハ社員ニアラサルデス、社員ナル管理人ト社員ブナイ管理人トデス

(栗塚報告委員) 佛文デハ社員又ハ社員ブナクトアリマス

(村田委員) 毎時ノ文例ダト社員ハ管理人ニ掛ラヌ

(清岡委員) ソウハ讀ノナイ、社員ノ管理人ト社員ニアラサル管理人ダ

(尾崎委員) 之デ良ク分ル

(西委員) 讀ンデ疑ヒハアリマセン

(栗塚報告委員) 直セハ管理人ノ社員タルト否トヲ問ハス之ヲ選任シタル方法ノ如何ヲ問ハスト書カナケレハナラヌカ其レハ可笑シイ

(清岡委員) 原按デ宜シイ



(栗塚報告委員) 佛文デハ管理人社員又ハ社員テナイトアリマス  
 (清岡委員) 「多數ヲ以テ其補闕ヲ爲ス」ト云フト多數ガ補闕ノ  
 任ニ當ル様ニ見ヘハセヌカ  
 (村田委員) ソウハ讀メナイ多數ヲ以テトアルカラ  
 (清岡委員) 多數ノ人ガ爲スカ  
 (村田委員) 多數ノ人カ定メル  
 (南都委員) 補闕ヲ斷ツテモ宜シイ  
 (栗塚報告委員) 補闕ヲ選任スデ御座イマス  
 (清岡委員) 多數ニテ一人ノ代ハリチスル様ニナル  
 (南都委員) 其補闕ハ社員ノ多數ヲ以テ之ヲ決スデ宜シイ  
 (栗塚報告委員) 「補闕ヲ決ス」デ宜シイ  
 (委員長) 「補闕ヲ決ス」ガ宜シイ  
 本條ハ左ノ如ク決ス

民取十一ノ一六五

「議決權」ハ起業者ニ於テ制リ「其補闕ヲ爲ス」チ「其補闕  
 ヲ決ス」ト改ム  
 第七百七十六條朗讀ス  
 第七百七十六條 會社定款ノ執行ニ付キ爲スヘキ總テ其他ノ  
 處分ハ亦社員議決權ノ完全多數ヲ以テ之ヲ定ム  
 定款ヲ變更スルコト又ハ定款ニ定メサル所爲ヲ爲スコトニ  
 關シテハ總社員ノ一致ヲ必要トス  
 右ハ其定款又ハ法律ノ之ニ反スル規定ヲ妨ケス  
 修正按 第一項「完全多數」チ「過半数」ト改ム  
 (栗塚報告委員) 「完全多數」ハ殊更ニ「完全多數」ト書キ、外  
 ノハ多數ト書イテアルノハ、外ハ完全多數デナイト云フ嫌ヒカア  
 ルカ、何ノ爲メニ完全多數ト云フ字ヲ入レタカト云フテ聞キニヤ  
 ツテアリマスカラ返登次第デ「完全」ト云フ字ハ消ヘルタロウト



思ヒマスカヌラ假リニ御置キテ願ヒマス

(尾崎委員) 「總テノ其他ノ」ト云フ字ハナケレハナラヌカ

(栗塚報告委員) 前ニ在リマシタカラ其レデ「其他ノ」ト云ヒマ

シタ

(委員長) 「議決權」ト云フ字チドウシテ制ルノダロウ

(栗塚報告委員) 其處へ出席シテ口チキク人丈ケノ様ニ聞ヘルカ

ラ「議決權」ヲ制ルト云フノテ御座リマス

(南部委員) 商法ノ八十三條ト同シデス重複ダト云フノデス

(村田委員) 定款ヲ變更スルト云フコトニハ定款ニ爲シタル處爲  
ヲ爲スト云フノデスカ

(栗塚報告委員) 定款ニ外レルト云フノデ御座イマス、定款ヲ履  
マサルコトデス

(村田委員) 定款ニ反シタル所爲ヲ爲スコト又ハ定款ニ揚ケナイ

コトヲ爲ストキハ

(栗塚報告委員) 成程定款ヲ變更スルヨリ「定款ニ背キ又ハ定款  
ニ定ノサル所爲ヲ爲スコトニ關シ」ト云フノデス

(清岡委員) 元譯ニハ定款ニ觸ル、コトトアル

(栗塚報告委員) 之ハソウ御改メニナル方カ宜シウ御座イマシヨ  
ウ

(村田委員) 詰リ定款ニ違反シタルコトトシタ方ガ宜カロウ

(栗塚報告委員) 「定款ニ違フコト」デモ宜シイ

(委員長) 前項ト同シニナリハセヌカ

(栗塚報告委員) アレハ執行デス

(委員長) 定款ノ執行ニ付テ爲スヘキコトノ外ダロウ

(栗塚報告委員) 外ノ所分ト云フハ前條ノ外デス

(委員長) 前條ノ外ト云フノナラ總テ入ルダロウ



(南部委員) 執行ニ關シテ入ルノマス

(委員長) 前ノハ定款ノ執行ニ付テ爲スヘキ總テノ其他ノタカラ法律ニ揭ケテナイモノ、處分ハト云フノタロウ

(果報報告委員) 管理人ヲ選任スルコトハ別ニ云フカ其外ノコト

ハ

(南部委員) 「其他會社定款ノ執行ニ付キ盡スヘキ總テノ所分ハ」  
「アモ宜シイ

(果報報告委員) 其他ハ入ラヌコトダス何カ無イカト云フト前條ニ云フテ居ル外ノモノモ矢張り多數ヲナケレハナラヌ

(尾崎委員) 其他ヲ制ロウ

(清岡委員) 其他ヲ制ルト前條ヲ置イタコトカ分ラヌ

(南部委員) 其レダハ「其他會社定款ノ執行ニ付キ」ガ宜シイ

(委員長) 「其他」チ上ヘ入レ様、之ハ商法ト重複カ

民取十一ノ一六七

(南部委員) 重複シテ居リマス

本條ハ左ノ如ク決ス

其他會社定款ノ執行ニ付キ爲スヘキ總テノ處分ハ亦社員ノ完全多數ヲ以テ之ヲ定ム

定款ニ違フコト又ハ定款ニ定メサル所爲ヲ爲スコトニ關シテハ總社員ノ一致ヲ必要トス

第三項ハ原按ニ決ス

第七百七十七條朗讀ス

第七百七十七條 若シ第三者カ會社ト業務擔當ノ任アル社員ノ一人トニ對シテ同本性ノ債務ヲ負擔シタルトキ其第三者カ二箇ノ債務ヲ消滅セシムルニ足ラサル金圓又ハ有價物チ右ノ社員ニ辨濟スルニ於テハ其社員ハ會社ノ債權ノ價額ニ比較シタル自己ノ債權ノ價額ノ割合ヲ以テスルニアラサレ



ハ自己ノ債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得ス然レトモ債務者ノ爲シタル充當ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス（第一千八百四十八條）

然レトモ若シ債務者カ社員ノ債權ニ付キ全部ノ充當ヲ爲スニ正當ノ利益ヲ有セスシテ其充當ヲ爲シタルトキハ社員ハ辨濟ニ於テ其割合ニ應スル部分ヲ會社ニ交付スルノ責ニ任ス

債務者又ハ社員カ有効ナル充當ヲ爲サ、ルトキハ第四百九十三條ニ從ヒ法律上ノ充當ノ規則ヲ適用ス

修正按 「業務擔當」ノ四字ヲ「管理」ト改ム

（栗塚報告委員） 「業務擔當」ハ管理ト改ノマス「部分」ハ翻譯テ「持分」ニ改マリマシタ

（村田委員） 二項ノ充分ト云フノハ今迄ノ字デスカ

民取十一ノ一六八

（栗塚報告委員） ソウデス

（村田委員） 正當ノ利息デハアリマセンカ

（栗塚報告委員） 正當ノ權利ト云フ意味デスカラ「利益」デス「利息」デハ何ノコトカ分リマセン

（清岡委員） 二項ハ同シコトノ様ニ思フガソウデハアリマセンカ

（栗塚報告委員） 又ハ一部デス、之ハ全部ノ充當ヲ爲ス

（南部委員） 前ハ利益ヲ生シ此處ハ利益ヲ生セス場合デス

（清岡委員） 社員ハ割合デ充當ヲ受ケルシ次ノ項ハ利益ヲ生セスシテ充當ヲ社員ニ爲シタトキハ矢張り社員ノ割合ヲ以テ行クノデシヨウカ

（南部委員） 前ノ然レトモカラ上ハ唯持テ來タトキノ話シデ、然レトモカラ下ハ債務者ガ自分ノ利益ノ爲メニ充當シタノデス

（栗塚報告委員） 之ハ會社ノ方へ出ストカ社員ノ方へ出ストカ



(清岡委員) 然レトモ以下ハ債務者ノ爲シタル處爲チ遵守スルト云フノハ債務者ニ對シテノ充當ハ債務者ノ定メタ通りニシナケレハナラヌガ、會社ト社員ノ權ハ割合チ付ケナケレハナラヌト云フノタロウ

(南部委員) 此目前ハ債權者カ充當スルノデス

(清岡委員) 債權者ハ即チ社員デ、會社カラモ借銀カアル自分ノ方チ貸シタノモ有ルトキカ

(南部委員) 債權者ガ充當スル場合ト債務者ガ充當スルトキトアリマス

(村田委員) 黙ツテ居レハ兩方ヘ分ケナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 是レ等ハ商事會社ニハ起ラヌ論デス

(清岡委員) 持分ト云フノハ

(栗塚報告委員) 持分ト云フノハ勝手ニ歸シテ來ナケレハナラヌ

カラ直リマスガ、分ケ前ト云フ者ガ分ケル場合カ御座リマス、自分ノ部分ト云フノデス「分ケ前」トカ「持前」トカ「取り前」トカ云フノデ權利モ義務モ持分ニナル

(清岡委員) 此處ハ前項ノ處カラ云フト正當ノ利益チ有シテ充當シタトキハ前項ノ如ク前チ以テ債權チ充當スル様ニナルト云フコトデアリソウナモノダ

(南部委員) 部分ト云フ方ガ宜シイ様ダ

(栗塚報告委員) 「部分」ノ方カ宜シウ御座イマス社員ノ持分ト云フ意味デハナイカラ

(清岡委員) 「部分」ニシテ分リ悪イ

(栗塚報告委員) 之ハ部分ト御換ヘテ願ヒマス

(委員長) 之ハ良ク翻譯局ト相談セヌト良クナイ

(栗塚報告委員) 何處デモ「ハーケ」ト云フタラ持分ト譯ソウト



云フノデ直シマシタガ、之ハ社員ノ部分ト云フノデ御座イマセン  
カラ

(村田委員) 應スル方ト云フ方ガ宜シイ

(委員長) 「部分」ノ方カ分ル

(栗塚報告委員) 「部分」ト御改メナスツテ翻譯ト相談シマス

(村田委員) 「社員ハ其辨濟ニ於テ」トカ「右辨濟ニ於テ」トカ  
云ハスト分ルマイト思フガ、何カアリマセンカ

(栗塚報告委員) アリマセン

(南部委員) 前項ニ債權ノ辨濟トアルカラ無クテ宜シイ

(村田委員) 「サツチ」ト云フ字ガアリマス

(栗塚報告委員) 「辨濟ニ於ケル割合」トアリマス

(南部委員) 「於ケル」ガ宜シイカ知レヌ

(清岡委員) 全部ノ充當ト云フト金額ヲ拂フテ仕舞ツタ様ニナル

(南部委員) 此「其」ハ辨濟ヲ指シテ居ルノタロウ

(栗塚報告委員) ソウデス

(南部委員) 全部ノ充當ト云フ處ガ餘リ餘カ長キニ過ルカラダ

(村田委員) 正當ノ利益ヲ有セサル社員ノ充當ヲ爲シタルト書ケ  
ハ良ク分ル

(南部委員) 債務者カ利益ヲ有セサルデス

(栗塚報告委員) 債務者ノ利益ト云フモノハ抵當ニ入ツテ居ル物  
ヲ受出ストカ何トカ云フノデス

(清岡委員) 之ハ然レトモ以下ヲ心得テ置ケハ少シモ功ハナイ様  
ニナル、其トキニ債務者ト約束シテ我ノ方ヘ拂ヘト云フテ呉レト  
云フト同シニナル

(尾崎委員) 其選ハレル場合ハ利益ガナケレハナラヌゾヨト云フ  
ノダ



(栗塚報告委員) 利益ノ無イトキハ社ノ方へ取ルゾヨ

(清岡委員) ソンナラ然レトモ以下ハ無用ニナルニ項ノ利益チ有セスシテト云フコトガアレハ充分ダカラ

(清岡委員) ソウデハナイ、上ノ方デハ利益チ有スルトモ有セストモ何トモ云ハスニ

(栗塚報告委員) 是レ丈ケニスルト馴レ合ヒデ社員ハカリカ備ケガアツテ會社ガ損ニナツタイケヌカラ縱令會社ガ爲シタ充當力存スト云テモ其レハ充當ノ利益チ存シテ居ルトキニ限ルゾヨ左モナケレハ社ノ方へ取ルゾヨ

(清岡委員) 佛蘭西ノヲ見ルト假令約東カアツテモイケヌトアル佛蘭西デハ然レトモ債務者カ充當チ定メテ置イテモイケナイ

(南都委員) 利益チ有スルト云フノハ如何カ

(清岡委員) 其レハ分ツテ居ル、下ノ利益チ有セスシテヤツタト

民取十一ノ一七一

キハ配當シナケレハナラヌ利益ガアツタトカ、ソウハ行カヌ云フコトハ二項ノ裏デ充分見ヘテ居ル、ソウシテ見レハ上ノ然レトモ以下ハ私ノ最初ノ解釋通りデハナイカト思フ最初ノ解釋ハ内輪デハ社員ト會社トハ假令自分ノ方へ受取ツタニシテモ其レハイケナイ、社員ハ會社ノ方へ持テ行カナケレハナラヌ、其レカラ其債務者へ對シテハ債務者カ私ノ方へ受取ツタト云フコトヲ證明シテアルカラ何時迄モ社員ニ充當シタモノト看做シテヤラナケレハナラヌゾト云フ旨意ニ見タ

(栗塚報告委員) ソンナコトハナイ第三者へ對シテ御前カ社員へ對シテ拂ツテ來タガ、彼ハ會社ガ取ツタゾヨト云フコトハナイ、前項へ持テ來レハ社員デ宜シイ會社へ持テ來レハ會社デ宜シイ、社員ガ黙ツテ取ルコトハ出來ナイ、利益ガナケレハナラヌ

(清岡委員) 其レデハ私ノ初ノノ論ニ近クナル



(果報報告委員) 前項デハ會社ト管理ノ任アル者ニ金ヲ借りテ居ル社員ノ債務ヲ消滅スルニ立派ニ持テ來レハ宜シイカ足りナイ金ヲ持テ來レハ社員ニ辨濟シタトキハ會社ニ出シタ比較ヲ以テシナケレハ自分ノ債權ニ充當スルコトハ出來ヌゾヨ

(清岡委員) 其レデ債務者ガ一向關係シナイ債務者ハ社員ヘ拂ツタト云フテスマシテ居テ宜シイ

(果報報告委員) 左様デス

(清岡委員) ソウ云フ御旨意ナラ宜シイ

(果報報告委員) 會社ニ充當ノ權利アルカ雖モ争ハナイ會社ヘ持テ來レハ會社ト見、社員ニ持テ來レハ社員ト見ルカト云フニ、社員ニ持テ來テモ會社ヘ持テ來タト見ルゾ

(尾崎委員) 誰ヘ持テ來テモ極マリカナイ、社員カ債權モ兼ネテ居ルトキハ利益ノアル拂ヒ方ハ宜シイカ利益ノナイトキハ會社ト

民取十一ノ一七二

半分ニシナケレハナラヌ

(南部委員) 前ニニツ書イタノ前ノ分ハ利益ヲ有シテ居ル

(果報報告委員) 註ニ明カニ云フテ居リマス債務者カ債權者ノ爲ノニ拂ツテモ自在デアル、併シ云フテ來タ通りチ遵守スル爲ノニ社員カ儲ケテスルカ知レヌ其レチ防ク爲ノニ第二項チ置イテアル

(委員長) 二項ノ所ハ充當チ爲スト云フノチニツ繰リ返ヘシタノハ良クナイ

(果報報告委員) 今度賠償スヘキトキハ賠償ノ責ニ任スト云フ様ナコトデ、社員ノ債權ニ付キ正當ノ利益ヲ有セスシテ充當チ爲シタルトキハト云フノデス

(委員長) 「有セスシテ全部ノ充當チ爲シタルトキハ」ト云ツタラ宜カロウ

(清岡委員) 全部ト云フト百圓ハ百圓デ拂ツタト云フコトニナル



(委員長) 此處ハ全部ニ充當シタトキノコトヲ云フノダ

(清岡委員) 全部ノ充當ト云フノハ割合ツテ持テ行カズ一方へ持テ往ツタトキト云フノダス

(栗塚報告委員) ソウダス

(南部委員) 外ニ書キ様ハアリマセン

(栗塚報告委員) 委員長ノ御氣付キノ様ニ書キ直スコトハ出來マセンカ、「債權ニ付キ正當ノ利益ヲ有セシノスシテ」デハ分リマセン

(南部委員) 「有セスシテ之ヲ爲シタルトキハ」デモ宜シイ

(栗塚報告委員) 其レカ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 分ラヌコトハナイガ餘程分リ悪イ

(西委員) 「其充當ハ之ヲ」カ宜シウ御座イマシヨウ

(尾崎委員) 債權ニ付キ全部ト云フト百圓ヲ百圓持テ來タ様ニ見

へル

(西委員) 債權ノ全部ト云フノトハ違ヒマス

(清岡委員) 全部ハ無イ方ガ良ク分ル

(委員長) 無イ方ガ分リ良イ

(南部委員) ソウスルト社員ノ債權ニ充當シタルコトニナツテ分リ悪イコトニナル、全部カ悪ルケレハ字ヲ變ヘテモ宜シイ

(委員長) 全部ト云フノハ會社ト社員ト併セテ二百圓ヤツタト云フノタロウカ

(栗塚報告委員) ソレニ違ヒアリマセン

(委員長) 此處デハ皆返ヘシタモノト見テ起草者カ書イテ居ラヌ

カ

(栗塚報告委員) ソウダス

(西委員) 社員ト會社ニ二百圓借リガアツテ百五十圓持ツテ來タ



トキハ七十五圓ツ、取ラナケレハナラヌ其レデ利益ノアツタトキハ社員カ取ツテ餘ツタル分チヤレハ宜シイ

(清岡委員) 餘ツタ分チ債權者ニ持テ來ル場合ハナイ會社ノ名前デ借リタ金ト一個デ借リタ金ト兩方アルカラ會社ニ百圓外借リカナイトキニ百五十圓持テ來ル筈ハナイ

(西委員) 會社ノ管理人ダカラ持テ行キマシヨウ

(栗塚報告委員) ソウダス、金ガニタロニナツテ受取ル人ハ同シダス充當デモ宜シウ御座イマス

(南部委員) 併シ社員ノ債權ニ付キ充當チ爲スト云フト何ダガ社員ノ債權ハカリニ充當シタ様ニナル

(栗塚報告委員) アツテ差支ナイ

(委員長) 「之チ爲シタルトキハ」トシ様

(南部委員) 「辨濟ニ於ケル割合」ト云テハドウダロウ

民取十一ノ一七四

(清岡委員) 「辨濟ニ於ケル割合ニ應スル」ト云フト可笑シイ

(栗塚報告委員) 「辨濟ニ於ケル割合ニ應スル部分チ」カ

(清岡委員) 元トノ通りカ宜シイ

(委員長) 「互ヒノ割合ニ應スル」ト云ヘハ宜シイ

(清岡委員) 「割合ノ部分」デ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウダス「辨濟ニ於ケル割合部分チ會社ニ交付スル」カ宜シウ御座リマシヨウ

(委員長) 「於ケル」ハ可笑シイ

(西委員) 「其辨濟ノ割合部分」ガ宜シイ様ダス

(栗塚報告委員) 佛蘭西文ダト辨濟ノ中カラ自分ノ持分會社ニヤルヘキ分ガ幾ラ、會社ノ借リカ幾ラ、假令ハ自分ノ貸シテ居ルノカ百圓デ會社ノ貸シテ居ルノガ五十圓ノトキハ引イテヤラナケレハナラヌ



(南部委員) 辨済ノ内割合ノ部分ヲ會社ニ交付スルカ

(清岡委員) 良カロウ

(南部委員) 其辨済ノ内割合ノ部分ヲ會社ニ交付スル

(委員長) 其レカ良シイ先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第二項ハ左ノ如ク改ム

然レトモ若シ債務者カ社員ノ債權ニ付キ全部ノ充當ヲ爲ス  
ニ正當ノ利益ヲ有セスシテ之ヲ爲シタルトキハ社員ハ其辨

済ノ中割合ノ部分ヲ會社ニ交付スルノ責ニ任ス

第三項原按ニ決ス

第七百七十八條朗讀ス

第七百七十八條 管理人タルト否トテ問ハス社員ニシテ會社

ノ債務者カ會社ニ對シテ負擔シタル物ノ一分ヲ其債務者ヨ  
リ受取リタル者ハ場合ノ如何ニ拘ハラヌ自己ノ部分ノ爲メ  
受取證書ヲ與ヘタルトキト雖トモ其共同社員ニ之ヲ利セシ  
ムルコトヲ要ス(第千八百四十九條)

修正按 「會社ニ對シ」ノ下「債務者ヨリ」迄ヲ左ノ如ク改ム  
會社ニ對スル債務ノ一分ヲ

(栗塚報告委員) 此處ハ餘程修正致シマシテ「會社ノ債務者ヨリ  
會社ニ對スル債務ノ一分ヲ受取リタル者ハ」ト致シマス

(村田委員) 之ハ修正ガ宜シイ

(委員長) 「其債務者」ハ關ツタカ

(栗塚報告委員) 「會社ノ債務者ヨリ」ト出テ居リマスカラ關リ

マシタ

(南部委員) 括弧ヲ關ツテ良カロウ



(清岡委員) 管理人ナラ仕方ガナイガ、自分ノ金ハ取レヌ

(栗塚報告委員) 會社ニ對スル債務ヲ御座イマス

(清岡委員) 會社ノ爲メ受取ツタノチ受取書ヲ出スノハ變タ

(南部委員) 會社ノ債權ヲ取テモ其レデ自分ハカリ利スルコトハ  
出來ナイ、共同者ニ利サナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 受取ハ一人シテ出シテ居テモ恰度共同債權者ガ  
アツテ其中ノ一分ハ金ヲ拂ツタトキハ共同所有者ガ利サナケレハ  
ナラヌト云フノデスナ

(尾崎委員) 實ハ云ハズトモ同シコトタ

(清岡委員) 佛蘭西ノハ誠ニ良ク分ツテ居ル

(栗塚報告委員) 佛蘭西法デハ會社ノ債務者力無賣力ニナツタト  
キ受取ツタモノト云フコトヲ見テ居ルカソナコトヲ見ルニ及ハ

ヌ

(南部委員) 其レハ大キニ御尤モデス

(委員長) 括弧ハ無い方カ宜シイ

(南部委員) 括弧ノ法律ハ良クアリマセン

(栗塚報告委員) 圖點デモ宜シイ著シイ文字ト云フコトヲ見セル  
ノデスカラ

(委員長) 之ハ本文ニナルト餘リ御念入りノ様ニナル

(南部委員) 括弧ハ圖點ノ代ハリデスカラ同シコトデス

(栗塚報告委員) 「自己ノ持分ノ爲メトシテ」トシテハドウデス  
(村田委員) 「自己ノ部分トシテ受取證書ヲ與ヘタル」

(清岡委員) 「如何ナル場合ニ拘ハラヌ」ト云フコトヲ圖ルカ又  
ハカラ下チ圖ルカ執レカニスルガ宜シイ

(南部委員) 上チ圖ルカ良イ

(清岡委員) 括弧ヲ置イタリ制註ヲ置クノハ不体裁トハ思ハヌ、



佛蘭西民法第千八百四十九條ト云フ括弧ヲ置タノハ良クナイ

(果振報告委員) 是レ等ハ團點ノ代ハリデスカ、何々ノ場合ヲ除クト云フノモアツテ構ウマイト思ヒマス

(委員長) 一場合ノ如何ニ拘ハラヌ受取證書ヲ與ヘタルトキト雖トモ

(果振報告委員) 其受取證書ハ我ノ物ダト云フコトヲ書イテ受取ル

(委員長) ソンナラ「場合ノ如何ニ拘ハラヌ」ヲ制ルガ宜シイ

(村田委員) 「如何ナル場合ニ於ケルト雖トモ共同社員ニ之ヲ利セシムルコトヲ要ス」デ宜シイノダ

(尾崎委員) 「如何ナル場合」ハ邪魔ニハナラヌ

(果振報告委員) 「總テフ場合ニ於テ」トナスツテハ如何デス

(南部委員) ソウスルト自己ノ持分ノ爲メニ掛ル様ニナル

民取十一ノ一七七

(清岡委員) 如何ナル場合ニ於テモ自己ノ持分ニ掛ル様ニナル

(果振報告委員) 「總テノ場合ニ於テ其共同社員ニ之ヲ利セシムルコトヲ要ス但自己ノ持分トシテ受取證書ヲ與ヘタルトキト雖トモ亦同シ」ト云フノデ御座イマス

(委員長) 文章ハ其方ガ良ク分ル、但ニシ様カ

(尾崎委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(清岡委員) 「如何ナル場合ニ於テモ亦自己ノ持分ノ爲メ受取證書ヲ與ヘタルトキト雖トモ」トニツニシマスカ

(果振報告委員) ソウスルトニツニナリマス共同社員ヲ利セシムルコトヲ要スカ主デ自己ノ持分ノ爲メ受取リタル證書ヲ與ヘタルトキト云フノデ御座イマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス



管理人タルト否トチ問ハス社員ニシテ會社ノ債務者ヨリ會社ニ對スル債務ノ一分ヲ受取リタル者ハ場合ノ如何ニ拘ハラス其共同社員ニ之ヲ利セシムルコトヲ要ス但自己ノ持分ノ爲メ受取證書ヲ與ヘタルトキト雖トモ亦同シ

第七百七十九條朗讀ス

第七百七十九條 支配人タルト否トチ問ハス各社員ハ其過愆又ハ懈怠ニ因リ會社ニ加ヘタル損害ヲ補償スルノ責ニ任ス此損害ハ社員カ他ノ業務ニ於テ會社ニ得セシメタル利益ト相殺セラル、コトヲ得ス但其業務カ互ニ牽連シタルトキハ此限ニ在ラス(第一千八百五十條)

(果報報告委員) 「支配人」ハ「管理人」ノ誤リヲ御座イマス

(村田委員) 「得ス」デハナイ「得」トアリマス

(南部委員) 「得ス」デナケレハイケナイ

(果報報告委員) 牽連シタルトキデス「補償」ハ「賠償」トシテハ如何デス

(南部委員) 九十二條ハ少し違ツテ居ル

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ「支配人」ヲ「管理人」ト改メ他ハ原案ニ決ス

第七百八十條朗讀ス

第七百八十條 結社契約ヲ以テ管理人ヲ指定セサル爲メニ業務ヲ擔當シタル社員ハ會社ノ業務ニ自己ノ業務ト同一ノ注意ヲ加ヘサルトキニアラサレハ其過愆ノ責ニ任セス

(果報報告委員) 九十二條カ其儘デス立派ナ重複デス

(村田委員) 之モ業務ヲ擔當シタルデハイケナイ管理ノ任アル社員トシナケレハナラヌ、七百七十七條デソウ直ツテ居ル

(果報報告委員) 少し違ヒマシヨウ、彼ハ管理人デスガ、之ハ管



理人デハアリマセン、管理人ヲ指定センカ爲ノニ管理ノコトヲシ  
ナケレハナラヌ人デス

(清岡委員) 同シコトデス、管理ノ任アル社員ダカラ

(栗塚報告委員) 社カラ任シタトカ自ラ任シタトカ申サナケレハ  
ナリマスマイ

(委員長) 管理人ヲ指定セサル爲ノト云フカラ重複ニナル

(尾崎委員) 業務擔當デ宜シイ

(委員長) 七十七條モ業務擔當トヤロウデハナイカ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座イマス

(清岡委員) 商法ノ方ハ責任ヲ持タシテアリマス、此方ノ方ハ注  
意ヲ加ヘサルニ非サレハ過愆ニナルノデ幾分カ輕イ

(栗塚報告委員) 同シコトデス

(清岡委員) シナクテモ構ハヌ

(南部委員) シナケレハ損害ヲ受ケル

(清岡委員) シナケレハ過愆ガナイ、義務ガアルトシテアレハ岡  
目デ見テ居ルコトハ出來ナイ

(南部委員) 商法ハ業務ニ關係シタトキノ話シテシヨウ

(清岡委員) ソウシナクテモ宜シイ

(委員長) シナケレハ業務カ出來ナイ

(栗塚報告委員) 商法ノ八十八條ニ權利ヲ有ストアリマス

(松岡委員) 商法ノ方ガ嚴重ナノタ商法ニハ「正整ニ」トアルカ  
ラ

(栗塚報告委員) 正整ナル商人ノ義務ヲ缺カナケレハ損償ヒテ出  
サシテ良カロウ

(南部委員) 正整ナルト云フ字ニ論ガアツタカ同シコトデス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ



本條ハ原案ニ決ス

第七百八十一條朗讀ス

第七百八十一條 各社員ハ會社資本ニ於テ處分スルコトヲ得ル金額ナキトキハ會社ニ屬スル物ニ關スル必要及ヒ保持ノ出費ヲ自己ノ權利ノ割合ニ應シテ分擔スルノ責ニ任ス(第一千八百五十九條第三號)

修正案 「會社資本ニ於テ」ヨリ「トキハ」迄ヲ刪リ左ノ如キ但書ヲ加フ

但會社資本ニ於テ處分スルコトヲ得ル金額ナキトキニ限ル

(果報報告委員) 此處モ前ノ修正ノ様ニ修正致シマシタ

(清岡委員) 何セ修正シマスカ同シコトタ

(果報報告委員) 各社員カ資本中デ處分スルコトハ一ツモナイ、ソウ御讀モナサル嫌ヒハナイカト云フノデス、ソウ見ヘテハナラ

民取十一ノ一八〇

又、各社員ガコウ云フ費用ヲ負擔シナケレハナラヌ併シ會社ノ金ガアツタラ負擔スルニ及ハヌゾヨ

(南部委員) 眼目ハソウタ

(清岡委員) 但ト云フノハ場合チ云フトキデコンナコトハ當リ前ダカラ但ニスルノハ諄々シイ様ニナル

(南部委員) 之デ分レハ宜シウ御座イマス

(果報報告委員) 「金額アルトキハ此限ニ在ラス」デモ宜シウ御座イマス

(尾崎委員) 修正カ宜シイ

(村田委員) 修正ガ良イ

(委員長) 修正ノ方カ良ク分ル

(西委員) 原文デモ分ル

(委員長) 此儘デ置キマスカ



(南部委員) 之ハ商法ノ九十六條ヲ御座イマスガ九十六條ハ出資ヲ保有スル義務ハナイト云フコトヲ云フテ居リマスガ、ドウ云フ譯カ分ラヌ

(委員長) 保持ノ出費ト云ヘハ會社ノ出費トハ違ウタロウ

(松岡委員) 保持ト云フノハ會社ノ維持ト云フノテシヨウカ

(南部委員) 物ノ方デス

(松岡委員) 商法ノ九十六條ハ出資ノ額ヲ定メレハ損カアツテモ充分ニ出サナケレハナラヌト云フコトヲ定メルコトハナイト云フテアリマス

(栗塚報告委員) 之ハ無形人ヲ見テ居ル、民法ハ無形人ヲ見ナイノデ御座イマスカラ

(南部委員) 併シ商法モ七人以下ノ會社デス

(松岡委員) 皆デ出シ合ウコトニナルカラ妙タ

(清岡委員) 佛蘭西ノ八百五十九條ノ三項ハ違ヒマスネ、一方カシ様ト云フノニ我ハ其制前チ出サヌトハ云ハサヌ

(南部委員) 同シコトデス

(清岡委員) 其レタカラ十人寄テヤルノチ一人百トハ云ハセヌト云フナラ宜シイカ、之ハ可笑シイ

(栗塚報告委員) 必要及ヒ保持ノ費用デスカラ

(清岡委員) 何時迄モ出シテ行カナケレハナラヌト云フト大變可笑シイ

(栗塚報告委員) 同シコトデス彼方デモ始終出サセル義務ガアレハ出サセマス

(清岡委員) 鳥渡本文ヲ見ルト自分カ出サヌトキハ何時迄モヤラナケレハナラヌ様ニ見ヘル

(南部委員) 之ハ佛蘭西ト違ツテ居ルト云テアル



(清岡委員) 出資ガアツタトキハ平等ニ負擔シナケレハナラヌ一人免カル、コトハ出來ナイト云フコトニ書イテ置テハ格前

(南部委員) 此次ノ條チ願履シテアル

(松岡委員) 否ト云フタラトウスル

(南部委員) イケナイ、併シ半ハ以上ノ減失ニナツタトキハ解散スル

(栗塚報告委員) 九十六條トハ抵觸デス

(委員長) 抵觸ノコトチ起接者ニ話スカ

(南部委員) 之ハ無形人チ形造ル場合デスカラ身代ヘ行クデス

(松岡委員) 或ハ適用場所ガ安ラカナ道理ノアルモノデハナイカ

左モ無イト字ノ備デ解釋スルト後家サマヤ貧乏士族ナトハ困ル

(栗塚報告委員) 私ノ考デハ後家サンヤ貧乏士族ノ入ル會社ハ民

事會社ニ無イ様デス之ハ兄弟トカ叔父甥トカト云フ者ガ寄ツテ開

民取十一ノ一八二

繼シ様トカ何トカ云フノデ御座イマスカラ

(南部委員) ソウハ限ルマイ

(松岡委員) 漸ク算斷シテ金チ入レテ置イテ此様ナコトカ出來ルト困ル

(清岡委員) 之ハ問フタ以上ニシタ方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 其レカ良カロウ

(栗塚報告委員) 起案者ガ一般ノハ佛蘭西ノ法律デ商事會社ノ外ハ無形人デナイト云フ積リテ御座イマス

(委員長) 商事會社ニ適用セヌナラ宜シイカ

(南部委員) 無形人ノモノモコウカト云テ聞イテ見タラ宜カロウ無形人デナイト云フコトガ頭マノ中ニ殘ツテ居テ書クカラ可笑シクナルノカ知ラヌ

(委員長) 質問スルニシテ先キヘ行キマシヨウ



本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ無形人ノ會社モ本條ノ起定ニ依ル  
モノナルヤ否ヲ起接者ニ質問スルコトニ決ス

第七百八十二條朗讀ス

第七百八十二條 右ニ反シ業務擔當者タルト否トチ問ハス各  
社員ハ會社チシテ自己ノ出資外ニ會社ノ爲メ有益ニ立替ヘ  
タル金額ヲ返還セシメ又ハ會社ノ利益ノ爲メ善意ニテ負擔  
シタル約務ヲ確認セシメ又ハ會社業務ノ爲メ自己ノ財産ニ  
受ケタル避クルコトヲ得サル損害ヲ賠償セシムルコトヲ得  
（第一千八百五十二條）

修正案 「負擔シ」「結ビ」ト改ム

（栗塚報告委員） 「負擔シタル」ハ「結ビタル」ノ方ガ良カロウ  
ト思フ

（村田委員） 「特意ニテ爲シタル」カ宜シイ

（委員長） 「爲シタル」カ良イ

（栗塚報告委員） 前デハ錢ヲ出ス、唯金ヲ出セハ價カ取レル

（村田委員） 「約束」ノ方ガ良クハナイカ

（栗塚報告委員） 今日迄約束トヤツテ居リマス

（松岡委員） 之ハ百一條ダ

（清岡委員） 理由書ニ約務ヲ負擔シタル場合ト誤解スル嫌ヒカア  
ルト云フカ、誤解ハアルマイ

（栗塚報告委員） 會社カ約務ヲ負擔シタト云フ様ニ聞ヘルト云フ  
恐レカアル

（清岡委員） 自分カシタ約束チ會社チシテ確認セシムルカラ其嫌  
ヒハアリマスマイ

（栗塚報告委員） 矢張り「負擔シタル」ノ字チ置キマシヨウカ

（清岡委員） 其方ガ良イ



（委員長） 原文ノ備ガ宜シイ

本條ハ原按ニ決ス

第七百八十三條朗讀ス

第七百八十三條 會社業務ノ爲メ社員ノ立替ヘタル金額ハ其  
使用ノ日ヨリ右社員ノ利益ニ於テ當然利息ヲ生ス

之ニ反シ各社員ハ自己ノ業務ノ爲メ會社資本中ヨリ取用ヒ  
タル金額ノ利息ヲ當然會社ニ對シテ負擔ス但此場合ニ於  
テ一層大ナル損害アリタルトキハ之ヲ賠償スルコトヲ妨ケ  
ス（第千八百四十六條第二項）

修正按 第二項「取用ヒ」ヲ「引出シ」ト改ム

（南都委員） 二項ハ百四條デス除名スルト取引ヲ會社ニ引受ケル  
處デス

（松岡委員） 百三條ニ在ル

民取十一ノ一八四

（栗塚報告委員） 百三條デス

（清岡委員） 引出ストカ取用ヒトカ云フノハ借用シタノタロウ

（栗塚報告委員） 左様デス

（清岡委員） 利ヲ定メテ借用スレハ

（南都委員） 利ヲ定メタノハアリマセン

（清岡委員） 會社カラ借ルカラ會社ニ對シテ負擔スル

（栗塚報告委員） 商法ノ百三條ニ會社ノ金錢ヲ自己ノ用ニ供シタ  
ルトキハト云フコトガアリマス

（尾崎委員） 其レハ百分ノ七カ

（松岡委員） 民法デハ百分ノ六ダロウ

（尾崎委員） 商法ノハ義務アリデスカ

（松岡委員） 「義務アリ」デス、民法ノ利息デ合ハヌトキハト云  
フノデシヨウ



(清岡委員) 「引出シ」ハ原書ニハ合ツテ居リマシヨウカ「取用  
ヒ」ノ方ガ良クハナイカ、假令ハ農業ヲスルモノナレハ肥料ノ爲  
ノニ社ヲ結ビ貸付チスルトキハ資本中カラ集メテ自分等ガ借リテ  
ヤルトキモアル、ソウ云フトキ當然利息ヲ拂フ證文ヲモ書イテア  
ルデシヨウ其場合ニハ一層大ナル損害ガアツテモ知ル道理カナイ  
(南部委員) ソウ云フ場合デハナイ

(松岡委員) 商法デハ自己ノ用ニ供シタルトアル

(栗塚報告委員) 恰度其レデ宜シイノデス自分ノ爲メニシタラハ  
ト云フノデスカラ

(松岡委員) 清岡サンノ云フ様ニ社員カ金ヲ出シ合ツテ借リルノ  
ハ尋常普通ノ利チ計ルモノ社員カ一分チ借リル貸スト云フコトハ  
止ノル意味デハナイ

(清岡委員) ソンナコトハナイ

(松岡委員) 左モナケレハ賠償ト云フコトハナイ

(栗塚報告委員) 恰度前ノ裏ダト云フテ居リマス

(清岡委員) 銀行カラ金ヲ出シテ來ルノモ引出シト云フカラ之ハ  
勝手デヤルノタカ勝手ト云フコトハ見ヘナイ

(委員長) 自己ノ業務ノ爲メトアルカラ恰度其通りナリマシヨウ

(清岡委員) 自己ノ爲メデナケレハ人ノ爲メト云フコトハアリマ

スマイ

(委員長) 今日ハ是レ迄ニシテ置キマス

于時午後第五時十五分閉會



民法草案取得權專事筆記第五十八回  
 自第七百九十八條  
 第七百九十九條  
 第八百條  
 第八百零一條  
 第八百零二條  
 第八百零三條  
 第八百零四條  
 第八百零五條  
 第八百零六條  
 第八百零七條  
 第八百零八條  
 第八百零九條  
 第八百一十條  
 第八百一十一條  
 第八百一十二條  
 第八百一十三條  
 第八百一十四條  
 第八百一十五條  
 第八百一十六條  
 第八百一十七條  
 第八百一十八條  
 第八百一十九條  
 第八百二十條  
 第八百二十一條  
 第八百二十二條  
 第八百二十三條  
 第八百二十四條  
 第八百二十五條  
 第八百二十六條  
 第八百二十七條  
 第八百二十八條  
 第八百二十九條  
 第八百三十條  
 第八百三十一條  
 第八百三十二條  
 第八百三十三條  
 第八百三十四條  
 第八百三十五條  
 第八百三十六條  
 第八百三十七條  
 第八百三十八條  
 第八百三十九條  
 第八百四十條  
 第八百四十一條  
 第八百四十二條  
 第八百四十三條  
 第八百四十四條  
 第八百四十五條  
 第八百四十六條  
 第八百四十七條  
 第八百四十八條  
 第八百四十九條  
 第八百五十條  
 第八百五十一條  
 第八百五十二條  
 第八百五十三條  
 第八百五十四條  
 第八百五十五條  
 第八百五十六條  
 第八百五十七條  
 第八百五十八條  
 第八百五十九條  
 第八百六十條  
 第八百六十一條  
 第八百六十二條  
 第八百六十三條  
 第八百六十四條  
 第八百六十五條  
 第八百六十六條  
 第八百六十七條  
 第八百六十八條  
 第八百六十九條  
 第八百七十條  
 第八百七十一條  
 第八百七十二條  
 第八百七十三條  
 第八百七十四條  
 第八百七十五條  
 第八百七十六條  
 第八百七十七條  
 第八百七十八條  
 第八百七十九條  
 第八百八十條  
 第八百八十一條  
 第八百八十二條  
 第八百八十三條  
 第八百八十四條  
 第八百八十五條  
 第八百八十六條  
 第八百八十七條  
 第八百八十八條  
 第八百八十九條  
 第八百九十條  
 第八百九十一條  
 第八百九十二條  
 第八百九十三條  
 第八百九十四條  
 第八百九十五條  
 第八百九十六條  
 第八百九十七條  
 第八百九十八條  
 第八百九十九條  
 第九百條

民法草案取得權專事筆記第五十八回 自第七百九十八條



民法草案取得篇議事筆記第五十八回 自第七百八十四條至第七百九十八條

明治廿一年五月廿二日午前第八時十五分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

第七百八十四條朗讀ス

第七百八十四條 社員ハ會社ノ存續中ニ得タル利益ニ因リ増加シ又ハ受ケタル損失ニ因リ減少シテ會社解散ノ際ニ存スル會社資本ニ於テ其互相ノ部分ヲ結社契約又ハ其後ノ所爲ヲ以テ自己ノ隨意ニ定ムルコトヲ得但第七百八十六條ニ記載シタル二箇ノ例外ハ此限ニ在ラス

修正案 「存スル」ノ下左ノ如ク改ム

資本ニ付キ其互相ノ部分ヲ結社契約又ハ其後ノ契約ヲ以テ隨意ニ定ムルコトヲ得但第七百八十六條ニ記載シタル二箇ノ場合ハ此限ニ在ラス



(栗塚報告委員) 之ハ修正ヲ致シマシタ

(西委員) 結社契約ハ會社契約トシマシタ

(栗塚報告委員) 會社契約トナリマス

(村田委員) 會社ト云フ字ヲ何ゼ刪リマシタ

(栗塚報告委員) 會社ト云フコトハ澤山アリマスカラ無クテ分ル  
ト思ヒマス

(南部委員) 會社解散ノ會社モアリマスカ

(村田委員) アリマス

(南部委員) ソンナラ置イテモ宜シイ

(清岡委員) 矢張り會社契約ヨリ結社契約ノ方カ宜シイ

(南部委員) 商法デモ會社契約トアリマス、七百七十四條ニモ會  
社契約又ハ其後ノ契約トアリマス

(村田委員) 原文ノ方ハ會社ト云フコトタカラ結社ト譯シタノダ

民取十一ノ一八七

(清岡委員) 其後ノ契約ト云フノハ支ヘル

(村田委員) 其後ニヤツタ契約デス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

第七百八十五條朗讀ス

第七百八十五條 又社員ハ其中ノ一人又ハ數人ノ部分カ利益  
及ヒ損失ニ於テ同一ナラサルコトヲ合意スルコトヲモ得  
然レトモ利益ノミヲ豫見シテ右ノ部分ヲ定メタルトキハ損  
失ニ付テモ同一ノ定テ合意シタリト推定セラル

總テノ場合ニ於テ受ケタル損失ヲ扣除シ會社ノ費方トシテ  
殘ル所ノモノニアラサレハ配當スヘキ利益ト看做サス又右  
費方ヲ竭シタル後負擔トシテ殘ル所ノモノニアラサレハ損  
失ト看做サス

右ハ會社ノ存續中利益又ハ損失ノ一分ノ配當アリタルトキ



ト雖モ會社解散ノ際確定ニ計算セラル

修正案 「負擔」ヲ「借方」ト改ム

(栗塚報告委員) 「負擔」ヲ「借方」ト致シマス意味ハ同シテアリマスカ、前ニ貸方トシテ残ルトアリマスカラ其レニ合ウ様ニ致シマシタ

(村田委員) 「借方」ノ方ガ分ル

(栗塚報告委員) 「部分」ハ「持分」ト翻譯デ直リマス第二項ハ朝八時カラ始メルト云フコトヲ云ヘハ是非午後二時ニ終リ、九時ニ始メレハ三時ニ終ルト云フノト同シテス

(南部委員) 然レトモト云フノハ少シ變ツテ居ル

(栗塚報告委員) 然レトモハ少シ云ヒ過キル

(清岡委員) 貸方ヲ盡シタル後ト云フノハドウ云フコトニ解シタラ良カロウ

(村田委員) 貸方ヲ無クシテ仕舞ツタノタロウ

(南部委員) 貸シタ物ヲ皆勘定シテ仕舞フ

(清岡委員) ドウ云フコトヲ盡スカ

(栗塚報告委員) 引イテ仕舞フト云フノデス損ヲ引イタ物ノ残リカ貸方デ、貸ヲ引イタ物カ損ト云フノデス

(清岡委員) 理窟ハ分ツテ居ルガ盡シタルハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 扣除シタル後デス

(南部委員) 「盡シ」ダネ

(栗塚報告委員) 吸シ干シト云フ字ガアリマス

(南部委員) 「確定」ニ之ヲ計算ス」トシテハドウタロウ

(栗塚報告委員) 終リハ然レトモ會社存積中ニ爲シタル利益又ハ損失ノ一部ノ配當ハ保タレル其レハ其儘ニ算入スルト起業者ガ變ヘテ來マシタ



(村田委員) ソウスルト原案ト反對ニナリマス

(栗塚報告委員) 同シコトマス、維持セラル、ト云フノマス

(村田委員) 確定シタ様ニ見ラレル

(栗塚報告委員) 何ゼソウ直シタカト云フテ報告委員カラ駁撃シマシタ、初ノニ利益損失ノ一分ノ配當ガアツテモ確カデナイ、計算ノ中ドウナルカ知ラレスト云フコトヲ始終心配シテ居ラナケレハナラヌガ、會社ノ解散ハ長イコトデ其レ迄ハ不確定デ社員一同ガ利益損失ノ一分ヲ配當シテモ不確カデハナイカ是レ丈ケノ困難ヲ抱カセナケレハナラヌモノタロウカ、其レヨリ毎年ノ計算デ定メテハドウカト云フテヤリマシタ處ガ、上ノ駁撃ハ尤モタカラ直ソウ、其レデ制註ニ「詐欺ナクシテ爲シタルトキハ」ト入レテ來マシタ

(南部委員) 其レカ良イ

民取十一ノ一八九

(栗塚報告委員) 「會社存續中詐欺ナクシテ爲シタル」ト致シマ

ス

(清岡委員) 「維持セラル、」ト何トカ書キ様ハナイカ

(村田委員) 會社解散ニナツテモ維持セラル、ト云ハヌト分ルマ

イ

(南部委員) 二項モ同シコトマス

(村田委員) 此終リハ解散ノトキマス

(南部委員) 二項モ解散ノトキマス

(清岡委員) 解散ノ際維持セラル、ト云タ方ガ宜シイ

(南部委員) 處ガ三項モ解散ノトキ云テ居ルノマス

(清岡委員) 會社解散ノ際維持セラル、ト云ハヌト存續中ニ維持セラル、ト云フノデハ何デモナイ

(栗塚報告委員) 存續中ニ維持セラル、ノマス



(清岡委員) 存続中ニ維持セラル、ト云フノカ當然デ、解散ト云フコトガ生シテ來タラ元トノ利益ヲ取上ケテ財産ノ解除チスルカト云フトソウデナイ

(南部委員) 昨年利益ヲ配當シタ處ガ今年大變損チシタトキハ昨年ノ利益ヲ取上ケルカト云フトソウデナイ

(清岡委員) 存続中ニシタコトハ解散ノトキモ同様ニナルト云フノデ、其レタカラ村田サンノ云フ様ナ字カ此處ヘナケレハナラヌ修正説ニ付テ解散ノ際ト云フ字ハ無論知レテ居ルト云フノデ落シタノダ

(南部委員) 落シタノデハナイ

(栗塚報告委員) 其トキニシタノハ再ヒセヌゾヨ確定スルソヨ

(清岡委員) 其レハ解散ノトキ維持スルカラ

(尾崎委員) 唯會社デ分配シタモノハ戻ス筈ハナイ、處ガ會社解

民取十一ノ一九〇

散ノ場合ハドウスルカト云フト維持セラレテ決シテ元トヘ戻スト云フコトハナイト云フノタカラ解散ノ際ト云フノカ宜カロウト思フ

(西委員) 元トノ旨意ハ解散ノトキ勘定スルト云フノハ初メカラ定マツテ居ルソヨトナツタノデアリマスカラ

(栗塚報告委員) 其レハ解散ノトキデモ途中デモイクヌゾヨ

(南部委員) 不要ナ字ダ

(栗塚報告委員) 七百九十條ニ「各社員ガ自己ノ持分ニ第三者ヲ加入セシメヌ又自己ノ持分ヲ抵當トシ又ハ讓渡スルコトヲ得ルト雖モ是等ノ所爲ハ會社ニ對抗セラル、コトヲ得ヌ但結社ノ原契約ヲ以テ此權利ヲ認メ又ハ資本ヲ株式ニ分ケタルトキハ此限ニ在ラス」トアル、コウ云フコトカ出來ルノデス會社ノ持分ヲ他人ニ抵當ニスルコトモ出來ル又ハ讓渡スルコトモ出來ル其レヲ後ニ勘定



スル迄ハ抵當ニシテモ不安心ト云フコトハナラヌカラ存続中ニ配當シタモノハ其トキ確定シタモノト看做ス便利ヲ與ヘヌト抵當ニシテモ取ル者ガナイ七百九十條デ「抵當ト爲スコトヲ得」ト云ヒナカラ同様ニ書イテ置クトソウナリマセンカラ配當シタモノハ配當シタトキ確カナモノニナルト云フノデ御座イマスカラ解散ノ際ト云フコトハアルマイト思ヒマス

（尾崎委員） 一週利益ノ配當チスレハ其レデ定マツタモノナラヌハ此處ヘ云ハストモ宜シイ

（委員長） 書イテモ書カンドモ同シコトダス維持セラル、ト云フト續イテヤルト云フノタカラヤリ變ヘヌデモ宜シイ、會社解散ノ際ト入レテモ維持セラルト云ハナケレハナリマセン

（清岡委員） 存続中ニ維持セラル、ト外讀ノヌ

（栗塚報告委員） 其レデ宜シイノダス

民取十一ノ一九一

（委員長） 維持ト云ヘハ解散ノ際ハ無クテモ宜シイ

（清岡委員） ソウ云フ御説ナラ此項ハ入ラヌ、併シ之ハ解散ノトキハ如何カト云フ疑ヒカアルカラコウ云フコトヲ書クノタ

（委員長） 其レハソレニ違ヒナイガ維持セラルト書ケハ會社解散ノ際維持セラレル

（清岡委員） 三項ノ通りニ會社解散ノ際ト云フコトヲ書イテ置カヌト間違ウ

（南部委員） 民法デハ配當ト云フコトハ詰リノコトチ云フテ居ル

（清岡委員） 皆サンガ分ルト仰シヤレハ宜シイガ前三項矣トモニ解散ノトキハカリテ云フタノデハアリマセン

（南部委員） 會社解散ノトキハカリテス八十四條ガ元トニナツテ八十五條ガ隨テ居ル

（清岡委員） 前三項ハ解散ノトキハカリテハナイ、總テ會社ノ行



爲上ノコトニ損失ノ配當分擔ヲスル

(南部委員) ソウスレハ八十四條ガ分ラヌ

(村田委員) 八十四條ハ解散ノトキハコウシマシヨウト云フコトヲ約束シテ居ル

(栗塚報告委員) ソウダス八十四條デハ又箇様ナコトモ出來ルゾヨ

(村田委員) 一項ナトハ解散ノトキニ關係シテハ居ラヌ

(南部委員) 矢張り解散ノ場合デス

(尾崎委員) 間ニ長ク續クカラ配當ヲスルガ其レハ假リノモノデ四項ノ場合デ解散ノ場合ガ保タル、ト云フノタカラ

(南部委員) 元來八十五條ハ皆解散ノトキト云フコトハ御認ノニナリマシヨウ

(尾崎委員) ソレハソウダス、間ノ配當ハ假リノ配當デ、解散ノ

民取十一ノ一九二

トキ利益カ少ナケレハ返ヘスト云フノタカラ會社存續中ニシタモノハ何時デモ維持セラル、ト云フモノデナイ、此終リチ原案者カ改メタノハ

(委員長) 又社員ハト云フノハ前チ承ケテ來テ居ル

(村田委員) 此「又」ト云フノハ八十四條デ社員ハコウ云フ場合ニハコウ云フ約束チシテモ宜シイ又社員ハコウ云フコトモ出來ルゾト云フノタテスカラ

(尾崎委員) 不確定ノモノデ十年モ廿年モ取テ置イタモノチ戻スト云タラ堪ラヌカラ修正シタノタロウ

(清岡委員) 修正ハ至極宜シイガ文章ガ殘ル處ノ物チ損失ト看做スト云フノハ少シ違ウ

(南部委員) 解散ノ場合ニ貸方借方チ勘定シテ損失ト看做サヌト云フノタカラ旨意カ分ラヌ



(清岡委員) ソウ云フ譯ナレハ今日ノ配當モ外ノ六ヶ月縛リノ配當ト同シニ見テ居ルカラ原案ノ通りデハイケナイ修正ト思テ居ル處ガ一體會社ハ一番終リノ所デナケレハ分ラヌト云フ旨意ニ出テ來テアル處カラ鳥渡此項ヲ見ルト可笑シイ、ソウシテ見ルト貸方ヲ盡シタル後残ル處ノモノニ非サレハ損失ト看做スト云フノガ抵觸スル様ニナル

(清岡委員) 元トノ主意ハ此會社ハ終リ進行カナケレハ利益ガアツタカ損失ガアツタカト云フコトハ分ラヌ其レ迄ハ定マラヌト云フノデ二項三項ガ定マツテ來タノカ其レチ四項ヲ抜イテ賽イタカラ變ニナツタ

(委員長) 逆モ爲シ能ハヌモノタ己ニ拂ツタモノハ其レナリニシテ現在ノ貸方借方丈ケニシ様ト云フノタ

(清岡委員) 其レデ變ヘルナレハ三項モ書キ様カアリソウナモノ

民取十一ノ一九三

ダ、昨年ノ暮ニ配當チシマシヨウ、而シテ今年解散シテ損益勘定チシタ處カ損失カ大變アツテ昨年ノ下半期カラ損失ガ續イテ居ルノハ配當シテ居ル何ゼ損失ヲ掛ケタカト昨年配當シテ居ルニ損失ガ出來テ居ルデハナイカ、民法デハ貸方借方ヲ盡シタ以上デナケレハ配當ハ出來ヌト云テ居ルデハナイカ、其レタカラ抵觸スル

(南部委員) 之ハ結局ノコトヲ云フノテス

(尾崎委員) 結局ノ損失ハ貸方ハ取立テ盡シテ計算チ立テ義務ノ負擔ヨリ貸方カ少ナイト云フトキハ損失ト看做ス丈ケデ解散ノ場合ノ計算ノ仕方ノミダ

(清岡委員) 解散ノトキノミト見レハ宜シイ

(村田委員) 一確定シタルモノトス」トシテハドウデス

(清岡委員) 一會社解散ノ際」チ入レテ實ヒ度イモノデス

(南部委員) 解散ノ際維持セラル、ト云フコトハ云ヘナイ